

卷末資料 1

(協定關係等)

協定機関一覧表

市町村相互応援協定

区分	協定名称	協定先	締結日	内容
(県内)	湘南地区災害時相互派遣に関する協定	平塚市 藤沢市 秦野市 伊勢原市 寒川町 大磯町 二宮町	平成8年8月21日	大規模災害発生時、市町外居住職員を当該職員が居住する市町の避難所の応援を行う。 原則として2日間、3日以降は協議
	災害時相互応援協定	藤沢市 寒川町	平成8年11月15日	1 食糧、飲料水及び必要な資機材 2 救出、医療、防疫、応急復旧に必要な資機材 3 救援、救助活動に必要な車両 4 消火、救援、医療、防疫、応急復旧に必要な職員 5 児童生徒の受入れ 6 被災者に対する住宅の斡旋
(県外)	災害時相互応援に関する協定	ひたちなか市 市川市 富士市	平成9年10月3日	1 食糧、飲料水及び必要な資機材の提供 2 救援、救助活動に必要な車両 3 救出、医療、防疫及び応急復旧に必要な資機材 4 救援及び災害復旧に必要な職員 5 被災者の一時収容の施設 6 ボランティアの斡旋 7 児童生徒の受入れ
	特例市災害時相互応援	全国の特例市 39市 (本市を含む。)	平成18年7月27日	1 食糧、飲料水及び必要な資機材の提供 2 救助、医療救護、防疫に必要な資機材 3 応急対策等に必要な職員及び資機材

湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定書

平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町（以下「湘南市町」という。）は、大規模な地震災害が発生した場合に、避難対策等の初期における災害応急対策を円滑に遂行するため、職員の相互派遣に関して次のとおり協定を締結する。

（派遣の内容）

第1条 湘南市町は、湘南市町において大規模な地震災害が発生した場合には、災害の状況により市外・町外居住職員を当該職員の居住する湘南市町に設置される避難所等に派遣するものとする。

（派遣対象職員）

第2条 派遣対象職員は、湘南市町に勤務する者のうち、勤務先以外の湘南市町に居住する職員であって、あらかじめ指定された者とする。

（派遣期間）

第3条 派遣する期間は、災害発生の日から原則として2日以内とする。なお、3日以降については、相互の市町の協議とする。

（判断基準）

第4条 第1条による職員の相互派遣は、大規模な地震災害が発生し、交通機関等の途絶等により勤務地（勤務先市町の職員初動体制に基づき参集を義務づけられている避難所等を含む。以下、同じ。）への参集が著しく困難な場合に行うものとする。

（指揮権）

第5条 派遣された職員は、それぞれ派遣先の市町の災害対策本部長等の指揮の下に行動するものとする。

（応援の事後処理）

第6条 派遣を受けた市町は、次に掲げる事項を明らかにした文書を関係市町村に提出するものとする。

(1) 派遣を受けた職員名、期間及び従事した業務

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

（資料の交換）

第7条 湘南市町は、この協定に基づく職員の派遣が円滑に行われるよう、必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、湘南市町が協議して決定するものとする。

（適用）

第9条 この協定は、平成8年8月21日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書を8通作成し、各市町は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年8月21日

平塚市長
藤沢市長
茅ヶ崎市長
秦野市長
伊勢原市長
寒川町長
大磯町長
二宮町長

湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定の申合せ事項

この申合せ事項は、「湘南地区災害時職員相互派遣に関する協定書」（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき、職員の相互派遣に関する必要事項等を定める。

（派遣対象職員）

第1条 協定書第2条による派遣対象職員は、湘南市町の市役所・町役場に勤務する職員とする。

ただし、次の職員は除く。

- (1) 平常時において、現在の勤務地まで自転車通勤した場合の所要時間が1時間未満の職員
- (2) 係長クラス以上の職員
- (3) 消防、医療を担当する所属の職員
- (4) 災害対策本部事務局要員

（派遣対象職員の登録）

第2条 協定書第2条による派遣対象職員の指定は、派遣対象職員名簿への登載をもって行うものとし、派遣される避難所等の指定をあわせて行うものとする。

（業務内容）

第3条 協定書第2条による派遣対象職員は、あらかじめ指定された避難所等で避難所運営等の業務に従事する。

（派遣職員の服務）

第4条 協定書に基づく職員の派遣の取扱いは、派遣を行う市町の定めるところによる。

（災害補償）

第5条 派遣対象職員が、避難所運営等の業務により死亡・負傷若しくは疾病にかかった場合及びその負傷・疾病により障害を有するに至った場合の本人又はその遺族に対する災害補償の取扱い事務は、派遣する市町が行う。

（資料の交換）

第6条 協定書第7条による情報や資料の交換は、年1回以上行う。なお、人事異動又は居住地の変更により派遣対象職員の指定に加除が生じたときは、速やかに指定先市町へ報告する。

（連絡責任者）

第7条 前条及び協定書第6条から第7条に規定する事項の連絡については、各市町の連絡責任者を通じて行う。

2 前項の連絡責任者は各市町の防災担当の課長等をもって充てる。

3 協定書及びこの申合せ事項を運用するために必要のある場合は、連絡責任者会議を開催することができる。

（防災訓練への参加）

第8条 湘南市町は、防災訓練等の実施に際して、派遣対象職員の参加を依頼できるものとし、依頼を受けた市町は、できる限り派遣対象職員の参加に配慮する。

（その他）

第9条 この申合せ事項に定めのない事項又はこの申合せ事項に定める事項に疑義が生じたときは、湘南市町が協議して決定する。

（適用）

第10条 この申合せ事項は、平成8年8月21日から適用する。

災害時相互応援協定書

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町は、それぞれの地域において災害が発生した場合、被災市町の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応急対策及び復旧対策の応援（以下「応援」という。）の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 児童生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅の斡旋
- (7) 前各号の規定に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第2条 応援を要請する市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号の規定に掲げる応援を要請する場合には、物資等の品名数量等
- (3) 前条第4号の規定に掲げる応援を要請する場合には、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号の規定に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市町は、極力これに応ずるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する市町の負担とする。

2 応援を要請する市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、応援を要請する場合は、応援を要請された市町は、一時立替支弁するものとする。

(資料の交換)

第5条 各市町は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(雑則)

第6条 この規程の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、2市1町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を3通作成し、押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成8年11月15日

藤沢市朝日町1番地1
藤沢市
藤沢市長

茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

寒川町宮山165番地
寒川町
寒川町長

災害時相互応援に関する協定書

ひたちなか市、市川市、茅ヶ崎市及び富士市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害が発生した場合に、被害を受けた市（以下「被災市」という。）の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時的に収容するための施設の提供
- (6) ボランティアのあっせん
- (7) 児童・生徒の受入れ
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（応援の要請手続き）

第2条 被災市は、次の事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請するにあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 前条の規定により応援を要請された市は、極力これに応ずるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、被災市の市長の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費は、原則として被災市の負担とする。

- 2 被災市が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、応援を要請された市は、一時立替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第6条 協定市は、相互支援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

- 2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(体制の整備)

第7条 協定市は、この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(資料等の交換)

第8条 協定市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

(細目協定)

第9条 この協定の細目については、別に定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1998年（平成10年）3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1月前までに協定市のいずれの市からも申出がないときは、この期間は更に3年間延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協定市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、四市長署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

1997年（平成9年）10月3日

茨城県ひたちなか市東石川二丁目10番1号
ひたちなか市
ひたちなか市長

千葉県市川市八幡一丁目1番1号
市川市
市川市長

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

静岡県富士市永田町一丁目100番地
富士市
富士市長

特例市災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 特例市各市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市の区域において、地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた特例市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市以外の協定市が相互に救援協力し、被災市の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要と認めるもの

(ブロック体制)

第3条 応援を円滑に遂行するためブロック体制を整備し、各ブロックには、代表市及び副代表市を置く。

- 2 各ブロックの代表市は、全国特例市連絡協議会の副会長が務め、副代表市は、ブロックを構成する協定市の中から、代表市が指名する。
- 3 各ブロックの代表市は、副代表市を指名したときには、会長市に報告し、会長市はこれを全協定市に通知する。
- 4 ブロックの代表市が、被災市となったときは、副代表市が、代理を務める。

(応援要請の手続き)

第4条 被災市が、応援の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、被災市の属するブロックの代表市に、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種及び人員並びに被災市での業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援体制)

第5条 ブロックの代表市は、被災市から応援の要請を受けたときは、ブロック内の協定市による応援体制をとることを基本とする。ただし、ブロックの代表市が、ブロック体制を越えた応援体制にすることが必要と判断するときは、特例市連絡協議会の会長市と協議し、会長市は全協定市による応援体制とすることができる。

(応援の実施)

第6条 ブロックの代表市又は会長市から要請された協定市は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

- 2 前項の規定により応援する協定市は、災害発生直後、応援活動のため職員等を派遣する場合にお

いては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(自主的活動)

第7条 激甚な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第4条の規定に基づく応援要請がない場合、ブロックの代表市はブロック内の協定市と協力し、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

2 ブロック内の代表市は、前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災市と連絡ができない場合は、自ら第5条に規定する応援体制をとることができる。

3 自主的な応援活動中に、被災市から第4条の規定に基づく応援要請を受けたときは、第6条の規定に基づく応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。

2 応援職員が第2条第3号の応援（以下「応援業務」という。）により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては応援する協定市が、それぞれ負担するものとする。

4 前各項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、被災市及び応援する協定市が協議して定めることができる。

(連絡担当部局)

第9条 協定市は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、会長市への同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成18年7月27日

八戸市 盛岡市 山形市 水戸市 前橋市 高崎市 川口市 所沢市 草加市 越谷市 平塚市
小田原市 茅ヶ崎市 厚木市 大和市 福井市 甲府市 松本市 沼津市 富士市 一宮市
春日井市 四日市市 大津市 岸和田市 豊中市 吹田市 枚方市 茨木市 八尾市 寝屋川市
尼崎市 明石市 加古川市 宝塚市 鳥取市 呉市 久留米市 佐世保市

指定公共機関との覚書

区 分	協定名称	協定先	締結日	内 容
郵便局	災害時における相互協力に関する覚書	茅ヶ崎郵便局	平成9年10月28日	1 郵便局の施設・土地を避難場所・物資集積場所として提供 2 被災者の避難先・被災状況の情報提供 3 市の施設、土地を郵便事業用地に提供 4 避難所に臨時郵便差出箱を設置 5 その他、協力を必要とする事項

災害時における相互協力に関する覚書

茅ヶ崎郵便局(以下「甲」という。)及び茅ヶ崎市(以下「乙」という。)は、茅ヶ崎市内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に規定する災害が発生した場合に、相互援助精神に基づき、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

(協力の要請)

第1条 甲及び乙は、災害が発生し、次の事項について協力を要請する必要があると認めるときは、文書により協力を要請できるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害時特別事務取扱並びに援護対策
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の物資集積場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (4) 甲及び乙が収集した被災市民の避難先、被災状況等の情報の相互の提供
- (5) 乙が開設する地区防災拠点における臨時郵便差出箱の設置
- (6) その他必要な事項

(協力の実施)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する要請を受けたときは、これに応じて協力するよう努めなければならない。

(連絡体制の整備)

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する要請に基づく協力を円滑に行うため、災害情報等の連絡体制の整備に努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の連絡体制を整備するため、連絡責任者をそれぞれに置くものとし、甲にあっては総務課長が、乙にあっては防災対策課長がその任に当たるものとする。

(防災訓練への参加)

第4条 甲は、災害時に乙の要請に基づく協力を円滑に行うため、必要があると認めるときは、市内各地域で行われる防災訓練に参加することができるものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、この覚書に基づく協力が円滑に行われるよう、防災計画及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報を交換するものとする。

(効力の発生)

第6条 この覚書は、平成9年10月28日から効力を発生するものとする。

(協議)

第7条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義を生じたときは、両者が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成9年10月28日

甲 茅ヶ崎市新栄町13番20号
郵政省 茅ヶ崎郵便局
茅ヶ崎郵便局長

乙 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

県との覚書等

区 分	協定名称	協定先	締結日	内 容
給水支援	地震災害時における応急給水の協力に関する確認書	神奈川県企業庁水道茅ヶ崎営業所	平成9年3月28日	応急給水に関する協力
	応急給水支援の事務処理に関する覚書	神奈川県企業庁	平成18年3月28日	他の都県市水道事業体による応急給水支援を受ける場合の事務処理について (平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、葉山町、大磯町、二宮町の6市3町連名)
医療救護活動	県自治体病院災害時相互応援に関する申合せ	神奈川県、横浜市、川崎市、平塚市、藤沢市、小田原市、三浦市、大和市	平成7年5月1日	薬品、診療材料、食料、飲料水の他必要な資器材 医療救護に必要な車両、舟艇 医療救護に必要な職員

地震災害時における応急給水の協力に関する確認書

神奈川県企業庁水道局茅ヶ崎営業所（以下「甲」という。）と茅ヶ崎市（以下「乙」という。）とは、地震等災害時における応急給水の協力に関し、次のことを確認するものとする。

確 認 事 項

- 1 乙は、応急給水に関する種々の情報を交換することが必要であるとの認識から、茅ヶ崎市地域防災計画に基づく「災害時における給水対策の実施計画」（以下「実施計画」という。）の作成に際して必要な事項について、甲に協力を求め甲はこれに協力するものとする。
- 2 乙は、茅ヶ崎市地域防災計画に基づき、関係部及び水道局等関係機関との協議を行い、「実施計画」を実効性の高いものとしていくものとする。

平成9年3月28日

甲 茅ヶ崎市本村四丁目5番22号
神奈川県企業庁水道局
茅ヶ崎営業所長

乙 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

応急給水支援の事務処理に関する覚書

神奈川県企業庁（以下「甲」という。）と平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、葉山町、大磯町及び二宮町（以下「乙」という。）は、地震等災害時において、他の都縣市水道事業体（以下「他の水道事業体」という。）による応急給水支援を受ける場合の事務処理について、次のとおり定める。

（支援要請）

第1条 乙は、地震等災害による応急給水の支援が必要と判断した場合は、次の事項を明らかにした書面により、甲に対し要請するものとする。ただし、書面により難いときは他の方法をもって要請し、事後において書面を提出するものとする。

- (1) 支援の概要
- (2) 支援時期
- (3) 被災状況
- (4) 他の水道事業体の受入に関する事項
- (5) その他必要な指示事項

2 甲は、水道施設に大規模な被害が発生していることが認められ、緊急を要する場合は、神奈川県を通じて被災状況を乙に伝えることにより、乙の要請を待たずに他の水道事業体に支援要請できるものとする。この場合にあっては、事後に甲の他の水道事業体への支援要請の内容を、乙は書面をもって提出するものとする。

3 甲は、前2項に基づく応急給水支援を要請された場合は、その結果を速やかに書面により乙に回答するものとする。

（要請結果）

第2条 甲は、前条に基づく応急給水支援を要請された場合は、その結果を速やかに書面により乙に回答するものとする。ただし、書面により難いときは他の方法をもって回答し、事後において書面を送付するものとする。

（情報提供）

第3条 甲及び乙は、地震等災害時における応急給水に係る情報を共有し、円滑な対応に努めなければならない。

2 応急給水にかかる状況等等住民周知に関しては、甲乙協議し、乙が行うものとする。

（費用負担）

第4条 他の水道事業体の応急給水活動に要した経費は、応急給水支援を受けた乙の負担とし、経費の詳細は、乙と他の水道事業体で協議するものとする。

（協議）

第5条 この覚書に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの覚書に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書10通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成18年3月28日

甲 神奈川県公営企業管理者
企業庁長

乙 平塚市
市長

鎌倉市
市長

藤沢市
市長

小田原市
市長

茅ヶ崎市
市長

逗子市
市長

葉山町
町長

大磯町
町長

二宮町
町長

県自治体病院災害時相互応援に関する申合せ

1 目的

神奈川県自治体病院開設者協議会加入の開設者（以下「開設者」という。）は、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、大和市（以下「十縣市」という。）において地震等の災害が発生し、災害を受けた県立・市立病院（以下「被災病院」という。）が独力では十分な応急措置がとれない場合に、被災病院の要請に応え、または、友愛的精神に基づき自発的に救援協力し、被災病院の医療救護活動を円滑に遂行するため次のとおり必要な事項について申し合わせる。

2 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 薬品、診療材料、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 医療救護に必要な車両及び舟艇等の提供
- (3) 医療系職、技術系職、技能系職等医療救護に必要な職員の派遣
- (4) 上記に掲げるもののほか、特に要請があった事項

3 応援要請の手続

被災病院は、次の事項を明らかにし、別表に掲げる連絡担当部局を通じて開設者に口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 上記2(1)～(2)までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 上記2(3)に掲げる要請をする場合にあつては、職員の種類及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) (1)～(5)に掲げるもののほか、必要な事項

4 支援病院の責務

被災病院以外の県立・市立病院（以下「支援病院」という。）は、被災病院の要請にすみやかに応じ又は自発的に救援に努めるものとする。

5 応援経費の負担

- (1) 応援に要した経費は、原則として被災病院の開設者の負担とする。
- (2) 被災病院の開設者が、前項における経費を支弁するいとまがない場合は、支援病院の開設者が一時繰替支弁するものとする。

6 職員に対する補償手続

医療救護のため派遣された職員が、救護活動中に負傷等をした場合は、地方公務員災害補償法等に基づき、支援病院の開設者が諸手続きをとるものとする。

7 災害情報の相互連絡

別表に掲げる連絡担当部局は、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

8 資料の交換

開設者は、この申合せに基づく応援を円滑に行うため、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

9 その他

(1) この申合せに定めのない事項については、開設者が協議して定めるものとする。

(2) この申合せは、平成7年5月1日から有効とし、開設者協議の上特別の定めをする場合を除きその効力を持続するものとする。

この申合せを証するため、本書10通を作成し、開設者各自記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

以上のとおり申し合わせる。

平成7年5月1日

神奈川県自治体病院開設者協議会
神奈川県立病院開設者
神奈川県知事

横浜市立病院開設者
横浜市長

川崎市立病院開設者
川崎市長

横須賀市立病院開設者
横須賀市長

平塚市民病院開設者
平塚市長

藤沢市立市民病院開設者
藤沢市長

小田原市立病院開設者
小田原市長

茅ヶ崎市立病院開設者
茅ヶ崎市長

三浦市立病院開設者
三浦市長

大和市立病院開設者
大和市長

(別表)

連絡担当部局一覧

連絡担当部局名	電話番号
〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県衛生部県立病院課	(045) 210-1111
〒231-0017 横浜市中区港町1-1 横浜市衛生局医療対策部病院事業課	(045) 671-2468
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町1 川崎市健康福祉局病院事業課	(044) 200-2493
〒240-0101 横須賀市長坂1-3-2 横須賀市立市民病院総務課	(0468) 56-3136
〒254-0065 平塚市南原1-19-1 平塚市民病院病院総務課	(0463) 32-0015
〒251-0052 藤沢市藤沢2-6-1 藤沢市民病院総務課	(0466) 25-3111
〒250-0055 小田原市久野46 小田原市立病院経営管理課	(0465) 34-3175
〒253-0042 茅ヶ崎市本村5-15-1 茅ヶ崎市立病院経営推進課	(0467) 52-1111
〒238-0222 三浦市岬陽町4-33 三浦市立病院庶務課	(0468) 82-2111
〒242-0018 大和市深見西8-3-6 大和市立病院総務課	(0462) 60-0111

民間機関との協定(情報伝達関係)

区 分	協定名称	協定先	締結日	内 容
情報提供 (放送)	災害時における緊急放送の協 力に関する協定	㈱湘南平塚コミュニティ 放送	平成12年4月1日	緊急放送による市民への情報提供
	緊急放送の運用に関する協定	藤沢エフエム放送㈱	平成17年8月1日	
	防犯防災情報及び緊急時の放 送等の協力に関する協定	㈱ジェイコム湘南	平成19年4月9日	災害時における市民への情報提供の放送
(情報紙)	災害時における救援情報紙の発 行と配布に関する協定	㈱湘南リビング新聞社	平成16年8月18日	災害時における救援情報紙の発行及び配布

災害時における緊急放送の協力に関する協定書

茅ヶ崎市(以下「甲」という。)と株式会社湘南平塚コミュニティ放送(以下「乙」という。)は、茅ヶ崎市内に発生し、又は発生するおそれがある地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)時における緊急放送に対する協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、茅ヶ崎市内に災害が発生し、または発生するおそれがあるときに、甲は乙の所有する放送設備を通して、甲の発信する情報を市民に提供し、災害による被害を最小または未然に防ぐことを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、茅ヶ崎市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、乙の協力を必要とするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした協力要請書(様式第1号)をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 要請内容
- (3) 指示事項及びその他必要な事項

(要請に対する協力)

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請に応じ協力するものとする。

(協力の範囲)

第4条 乙は、次の広報事項について協力するものとする。

1. 発生時

- (1) 予知情報及び関連情報
- (2) 市及び関係機関の事前体制と事前対策
- (3) 正確な情報の入手方法の周知
- (4) 沉着冷静な行動の要請(災害時の心得、注意事項)
- (5) 防災上必要な事項の要請(規制、被害の防止対策)
- (6) その他、甲から要請のあったもの

2. 発生後

- (1) 災害の発生状況
- (2) 被害の状況
- (3) 市及び関係機関が講じた応急対策の状況
- (4) 市民に対する勧告、指示、要請、規制等
- (5) 救援救護並びに医療活動の状況
- (6) ライフライン関係機関の復旧状況(交通機関等)
- (7) その他、甲から要請のあったもの

(費用の負担)

第5条 甲の要請に基づく緊急放送に要した費用は、乙が負担するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(連絡責任者)

第7条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定は平成12年4月1日から適用し、平成13年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、各自1通を所持する。

平成12年4月1日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 平塚市宝町3番1号
平塚MNビル10階
株式会社湘南平塚コミュニティ放送
代表取締役

緊急放送における災害広報活動の協力要請書

平成 年 月 日

様

茅ヶ崎市長

次のとおり災害広報活動の協力を要請します。

項 目	内 容
災 害 の 種 類	
要 請 内 容	
指 示 事 項 及 び そ の 他 必 要 な 事 項	

緊急放送の運用に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と藤沢エフエム放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の緊急放送に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、茅ヶ崎市における災害の発生又は発生する恐れがある場合の緊急放送を確保し、災害発生の予防又は被害の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定書における、用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 災害とは、地震、台風、洪水、高潮、津波その他の異常な自然現象、又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- (2) 緊急放送とは、前条の目的を達成するために、甲は乙の承諾を得ることなく乙の所有する放送施設を使用して行うもので、他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

（運用）

第3条 緊急放送の運用にあたっては、次のとおりとする。

- (1) 甲は、前条第1号に定める事態が生じた場合に、放送番組に緊急放送を行うことができる。
- (2) 甲は、緊急放送を終了したときは、乙にその旨を連絡する。
- (3) 甲は、緊急放送を実施したときは、実施日時、放送内容を文書により速やかに乙に報告する。
- (4) 甲及び乙は、協議の上試験放送を実施することができる。

（協力の要請）

第4条 甲は、茅ヶ崎市内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、乙に対して文書を持って協力を要請し、緊急を要するときは電話等にて要請するものとする。

なお、甲に対して乙から情報提供の要請を求められたときも同様とする。

（結果の責任）

第5条 緊急放送の実施に伴う社会的影響については、甲の責任とする。

（協議）

第6条 この協定に定めない事項、又は疑義を生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上解決にあたるものとする。

（協定の改訂）

第7条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議の上改訂することができる。

（期間）

第8条 この協定書の効力は、締結の日から平成18年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から異議申し立てがない場合は、その期間を引き続き次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成17年8月1日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 藤沢市藤沢573番地2
藤沢エフエム放送株式会社
代表取締役社長

防犯防災情報及び緊急時の放送等の協力に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム湘南（以下「乙」という。）は、防犯防災情報の放送及び緊急放送の実施等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、茅ヶ崎市における防犯防災情報の迅速かつ的確な提供手段の拡充、及び災害等の発生又は発生するおそれがある場合の緊急放送の実施による災害等の発生の予防又は被害の軽減を図ること等を目的とする。

（定義）

第2条 この協定書における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 災害等とは、地震・台風・洪水・高潮・津波その他の異常な自然現象及び大規模な火災又は爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類するものにより生ずる被害、及び「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月25日閣議決定）において想定される武力攻撃事態及び緊急対処事態をいう。
- (2) 防犯情報とは、ひったくり、窃盗、放火等の事件及び不審者出没等の事案で、犯罪抑止のために提供する地域密着の情報をいう。
- (3) 防災情報とは、災害等の発生又は発生するおそれがある事態で、市民等の注意喚起を促し、警戒を呼び掛けるために提供する情報をいう。
- (4) 緊急放送とは、前条の目的を達成するために、甲が乙の協力を得て乙の所有する放送施設を使用して行うもので、他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。
なお、本号における「他の放送」とは、甲が乙と別に契約を締結する甲が放送権を有する時間帯での放送とする。
- (5) インターネット設備とは、インターネットへの接続、ホームページの作成・公開、及び電子メールの使用のために必要となる設備をいう。また、同設備の使用等とは、情報収集のためのホームページ等の閲覧、情報発信のためのホームページの作成・公開、及び関係機関や市民等との連絡のための電子メールの使用をいう。

（内容）

第3条 この協定に基づき、甲が協力を要請することができる内容は、次のとおりとする。

- (1) 防犯情報の放送
- (2) 防災情報の放送
- (3) 緊急放送
- (4) インターネット設備の使用等
- (5) 市が主催する訓練への参加

（運用）

第4条 前条に定める事項の運用に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 甲は、前条第1号及び第2号に定める事項を実施する必要がある場合は、随時乙に対し協力を要請することができる。
- (2) 乙は、前号に定める要請を受けた場合は、要請を受けたときから24時間以内に放送を行う。
ただし、甲が防災行政用無線を使用して放送を行った内容に関して前号に定める要請を受けた場

合は、乙は、可能な限り即時対応を行う。

(3) 甲は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要が生じた場合は、乙に対し前条第3号の協力を要請することができる。

(4) 乙は、前号に定める要請を受けた場合は、可能な限り甲の要請に対応した放送を行う。

(5) 甲は、災害等が発生し、甲が所有する施設にボランティアセンターを開設した場合は、当センターにおいて災害等に関する情報の収集・発信等を行う必要があることから、乙に対し前条第4号の協力を要請することができる。

(6) 乙は、前号に定める要請を受けた場合は、即時対応するものとする。その際、現場での作業に関する事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(7) 甲は、自らが主催する訓練において、乙の参加が必要と認める場合は、乙に対し前条第5号の協力を要請することができる。

(8) 乙は、前号に定める要請を受けた場合は、可能な限り参加・協力をを行う。

(協力の要請)

第5条 甲は、茅ヶ崎市内において防犯情報及び防災情報の放送が必要となるときは、乙に対し、第3条で定める事項について文書をもって協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請を行う。

(費用の負担)

第6条 甲の要請に基づく第3条第1号から第3号まで及び第5号に定める事項に要した費用は、乙が負担する。また、第3条第4号に定める事項の実施に当たり費用が発生した場合には、甲乙協議の上費用負担について決定するものとする。

(結果の責任)

第7条 この協定に基づく事項の実施に伴う社会的影響については、甲が責任を負う。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上実施する。

(協定の改定)

第9条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議の上改訂することができる。

(期間)

第10条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の証として協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年4月9日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県藤沢市鵠沼神明一丁目4番21号
NTTコミュニケーションズ湘南藤沢ビル3階
株式会社ジェイコム湘南
代表取締役

災害時における救援情報紙の発行と配布に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社湘南リビング新聞社（以下「乙」という。）は、災害時における救援情報紙の発行と配布に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、茅ヶ崎市において大規模な地震災害、風水害等（以下「災害」という。）が発生した場合、乙は甲が災害時に発行する災害情報紙と補完し合う救援情報紙を速やかに発行し、これをもって甲が市民に対して行う広報活動及び情報伝達活動に全面的に協力するため甲乙間に必要な協力について定めるものとする。

（表題）

第2条 救援情報紙は、「がんばれ！茅ヶ崎」と題する。

（協力）

第3条 甲は、乙が発行する救援情報紙の編集に必要な情報を乙に速やかに提供するものとする。

（救援情報紙の発行）

第4条 乙は、災害の発生した日から2日以内に「がんばれ！茅ヶ崎」第0号の発行に努め、1週間以内に第1号、2週間以内に第2号の発行に努めるものとする。

2 第3号以降の「がんばれ！茅ヶ崎」の発行については、甲乙協議の上決定するものとする。

（救援情報紙の発行）

第5条 「がんばれ！茅ヶ崎」の第0号は、タブロイド版モノクロ2頁とし、第1号以降はタブロイド版モノクロ4頁とする。

2 「がんばれ！茅ヶ崎」の発行部数については、それぞれ最大5,000部とする。

3 「がんばれ！茅ヶ崎」は、第0号から第2号までは無償とし、第3号からは有償とするものとする。

（配布及び配置）

第6条 甲は、被災者に対する救援情報紙の配布及び配置について、できるだけ乙に協力するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては茅ヶ崎市防災安全部防災対策課長と、乙においては株式会社湘南リビング新聞社編集長とする。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し定めのない事項について又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議し決定するものとする。

（効力の発生）

第9条 この協定は、平成16年8月18日から効力を発生するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の解除又は変更を通知しない限りその効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成16年8月18日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 藤沢市藤沢462番地 日本生命駅前ビル4階
株式会社湘南リビング新聞社
代表取締役社長

民間機関との協定(輸送関係)

区 分	協定名称	協定先	締結日	内 容
輸送	災害時における自動車輸送の協力に関する協定	(社)神奈川県トラック協会湘南支部	昭和54年11月10日	災害時の自動車輸送の協力
		神奈川中央交通(株)茅ヶ崎営業所		人員輸送
	災害時の輸送船舶調停に関する協定	第一カッター工業(株)		飲料水搬送
		東亜海運産業(株)	平成9年10月22日	船舶による輸送協力

災害時における自動車輸送の協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は茅ヶ崎市内に発注した地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）時に
おいて茅ヶ崎市（以下「甲」という。）が社団法人神奈川県トラック協会湘南支部（以下「乙」と
いう。）に自動車輸送の協力を要請する手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 茅ヶ崎市内に災害が発生し、乙の協力を必要とするときは、甲は乙に対し、次に掲げる事項
を明らかにして、文書を持って要請するものとする。

ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を必要とする車両数、車両種類、大きさ及び人員
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) その他必要となる事項

(協力の実施)

第3条 乙は前条による甲の要請を受けたときは、業務上の支障、又はやむを得ない事由のない限り、
他の業務に優先して協力するものとする。

(報告)

第4条 乙は前条に基づき協力した場合は、文書をもってすみやかに甲に対し、次の事項を報告する
ものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した車両数、車両種類、大きさ及び人員
- (2) 走行距離及び地点
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第5条 自動車輸送の協力を要した経費は、甲が負担する。

(補償)

第6条 第3条に基づき応援に従事したものが死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は疾病となった場
合においては、本人又はその遺族に対し、茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年茅ヶ崎
市条例第24号）を準用し補償するものとする。

(連絡責任者)

第7条 第3条に掲げる要請に関する事項の伝達並びに、これに関する連絡の確実及び円滑を図るた
め、甲においては茅ヶ崎市災害対策本部事務局長を、乙においては社団法人神奈川県トラック協会
湘南支部事務局長を連絡責任者とする。

(連絡)

第8条 乙は、この協定により協力できる茅ヶ崎市内の自動車運送業者に関する車両の種類、車両数、

人員等を毎年6月末日までに甲に通知するものとする。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、昭和54年11月10日から適用する。

この協定の成立を証するため、甲、乙が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和54年11月10日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 藤沢市桐原町22番地
神奈川県トラック協会湘南支部
支部長

災害時の輸送船舶調達に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と東亜海運産業株式会社（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内又は甲が災害時相互応援に関する協定書を締結した市において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）発生に際し、災害時の市民生活の早期安定を図るための応急生活物資、資機材、災害対策要員（以下「物資等」という。）等の輸送を行う船舶の調達に関する協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が茅ヶ崎市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（要請）

第2条 甲は、災害時における輸送船舶の確保を図る必要があると認めるとき、各号に掲げる事項を明らかにした輸送船舶派遣協力要請書（別記様式）又は備船契約の締結をもって乙の所有する船舶の派遣を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、事後、備船契約を締結するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事項
- (2) 輸送を必要とする物資及び数量等
- (3) その他必要な事項

（要請に対する協力）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、極力他の業務に優先して要請事項に速やかに適切な措置をとるとともに、その派遣する船舶等を協議し、要請の実現に努めるものとする。

（船舶の賃貸借料金）

第4条 船舶の賃貸借料金は、災害発生直前における適正料金を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

（物資等の受け渡し場所）

第5条 物資の受け渡し場所は、その都度協議するものとする。

（連絡担当部局）

第6条 第2条に掲げる要請に関し、その事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互の連絡確認するものとする。

（船舶の安定派遣）

第7条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用して船舶の安定派遣に努力し、安全航海を図り市民生活の早期安定に寄与するものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、災害に対処し得る設備並びに広域応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとし、甲は、それに極力協力するものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項及び定めのない事項は、甲、乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、1997年（平成9年）10月22日から適用し、1998年（平成10年）3月31日までと

する。ただし、甲又は乙から期間満了の1月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がないときは、この期間は、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ1通を保有するものとする。

1997年（平成9年）10月22日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 東京都千代田区五番町6番地
東亜海運産業株式会社
代表取締役社長

別記様式（第2条関係）

輸送船舶派遣協力要請書

茅ヶ崎市長

次のとおり協力を要請します。

項 目	内 容
1 災害の状況	
2 協力を要請する事由（理由）	
3 輸送を必要とする物資及び数量等	
4 派遣の日時、場所等	出航地 港 月 日 時 分 寄港地 港 月 日 時 分
5 その他必要な事項	

民間機関との協定(物資・食糧等)

区分	協定名称	協定先	締結日	内容
物資・食糧等	災害用応急必需物資の調達に関する協定	イトーヨーカ堂 茅ヶ崎店	昭和62年5月1日	災害が発生した場合の寝具、衣料、食料品その他日用品の確保
		茅ヶ崎洋菓子協会	昭和63年10月24日	
		茅ヶ崎菓子工業組合	昭和63年11月15日	
		㈱ダイクマ茅ヶ崎店		
		相鉄ローゼン㈱高田店	昭和62年10月31日	
		クラウン産業㈱	平成9年3月31日	
		㈱たまや		
		イオン㈱ジャスコ茅ヶ崎店	平成14年6月12日	
		㈱マルエツ茅ヶ崎店	平成14年7月5日	
		クラヤ三星堂㈱藤沢 営業所	平成9年4月1日	
	福神㈱藤沢営業所			
	東邦薬品㈱			
	㈱スズケン湘南営業部 藤沢支店			
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープ かながわ・ユークープ 事業連合	平成8年12月9日	
	災害時における飲料水の調達に関する協定	シヨコー産業㈱ 林水泳教室	昭和62年6月1日	災害が発生した場合の飲料水の確保
災害時における燃料の調達に関する協定	(社)神奈川県エルピー ガス協会湘南支部 茅ヶ崎・寒川支部	昭和62年7月1日	(LPG等)の確保	
	神奈川県石油商業組合 茅ヶ崎支部	昭和62年10月28日		
	茅ヶ崎燃料睦会			
	㈱木内	平成元年11月9日		
	大村紙業㈱	平成9年8月7日		避難所に必要な仕切りや床敷用の段ボールの確保

災害時における応急必需物資の調達に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂茅ヶ崎店（以下「乙」という。）は、甲において災害が発生した場合、甲が災害用応急必需物資（以下「物資」という。）の確保を図るため次のとおり協定する。

（物資の要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともにその措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第3条 物資の範囲は、別表に定める物資とする。

（要請の方法）

第4条 甲は、前条に規定する物資の調達を要請するときは、災害用応急必需物資調達要請書（別記様式）により行うものとする。ただし急施を要するときは、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（物資の価格、代金の支払い）

第5条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。

（物資の引渡場所）

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲が引渡し場所へ職員を派遣し、物資を確認のうえこれを引取るものとする。

（返却措置）

第7条 物資調達後不用物資が生じた場合は、甲乙協議のうえ返却措置をするものとする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは甲、乙協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第9条 この協定は、昭和62年5月1日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

昭和62年5月1日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市新栄町11番8号
株式会社イトーヨーカ堂
茅ヶ崎店代表者

物資保有数量表

業者名 _____

品名				数量	単位	備考	品名				数量	単位	備考
寝具	毛布				枚		炊事道具	なべ				個	
	布団	掛布団		枚		かま			個				
		敷布団		枚		やかん			個				
衣料	作業衣	上衣		着		包丁	まな板				枚		
		ズボン		本			バケツ		個				
	男子用上衣				着		ガスコンロ		個				
	紳士シャツ				衣								
	男子用セーター				着								
	男子用ズボン				本								
	女子用セーター				着		食器	茶わん				個	
	ブラウス				枚			汁わん		個			
	女子用スラックス				本			皿		枚			
	スカート				枚		はし		膳				
	男児子供服	上		着		日用品	ちり紙				個		
		下		本			石けん	固形粉		個			
	女児子供服	上		着		歯ブラシ	歯磨粉				箱		
		下		本			歯磨粉					箱	
		肌着		枚									
	紳士用肌着	シャツ		枚		光熱材料	マッチ			大	箱		
		下		枚			ろうそく		本				
	婦人用肌着	シャツ		枚		懐中電灯		個					
		下		枚		電池		個					
	男児用肌着	シャツ		枚		固形燃料		個					
下			枚										
くつ下	男		足		食料	粉ミルク							
	女		足			みそ							
	子供		足			しょうゆ							
おむつ				枚		缶詰							
身の回り品	タオル				枚		即席ラーメン						
	手ふき				枚								
	大人用運動ぐつ				足								
	大人用雨ぐつ				足								
	子供用運動ぐつ				足								
	子供用雨ぐつ				足								
							その他						

別記様式（第4条関係）

必需物資調達要請書

昭和 年 月 日

殿

茅ヶ崎市長

必需物資の調達に関する協定に基づき、次の調達を要請します。

災害の状況				
必需物資の引渡場所				
その他必要事項				
調達要請品名及び数量	品名	数量	品名	数量

災害用応急必需物資調達に関するその他の協定先一覧表

No	協定の相手方	支援の内容	締結年月日
1	株式会社ダイクマ茅ヶ崎店	生活必需物資の供給	昭和62年5月1日
2	クラウン産業株式会社	生活必需物資の供給	昭和62年10月26日
3	相鉄ローゼン株式会社高田店	生活必需物資の供給	昭和62年10月31日
4	株式会社たまや	生活必需物資の供給	昭和63年8月26日
5	イオン株式会社ジャスコ茅ヶ崎店	生活必需物資の供給	平成14年6月12日
6	株式会社マルエツ茅ヶ崎店	生活必需物資の供給	平成14年7月5日

災害時における応急必需食糧の調達に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と茅ヶ崎菓子工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急必需食糧（以下「食糧」という。）を甲が確保するため、次のとおり協定する。

（食糧の要請）

第1条 甲は、災害時において食糧の確保が必要であると認めたときは、乙に対し、食糧の調達を要請するものとする。

（要請の方法）

第2条 甲は第4条に規定する食糧の調達を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により行い、事後速やかに当該文書を送付するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（食糧の範囲）

第4条 食糧の範囲は、次のとおりとする。

- (1) パン
- (2) 餅
- (3) 和菓子

（食糧の価格及び支払）

第5条 食糧の引取価格は、災害発生直前における適正な価格とし、その代金は適法な支払請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。

（食糧の引渡場所）

第6条 食糧の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲の派遣する職員が食糧を確認のうえ、これを引取るものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第8条 この協定は昭和63年11月1日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

昭和63年11月15日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市浜之郷836番地
茅ヶ崎菓子工業組合
組合長

災害時における応急必需食糧の調達に関するその他の協定先一覧表

No	協定の相手方	支援の内容	締結年月日
1	茅ヶ崎洋菓子協会	応急必需食糧の供給	昭和63年10月24日

災害用応急必要物資の調達に関する協定書

茅ヶ崎市を甲とし、クラヤ薬品株式会社を乙とし、当事者間において災害発生に際し、応急必需物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（茅ヶ崎市の要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めたときは、乙に物資の調達を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について、速やかに適切な措置をとるとともにその措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第3条 物資の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品
- (2) 診療材料等

（調達要請の方法）

第4条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。

（物資の価格）

第5条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（協議事項）

第6条 この協定について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、平成9年4月1日から有効とし、甲乙協議のうえ、特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成9年4月1日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県藤沢市石川6丁目18番52号
クラヤ三星堂株式会社藤沢営業所
所 長

災害用応急必要物資の調達に関するその他の協定先一覧表

No	協定の相手方	支援の内容	締結年月日
1	福神(株)藤沢営業所	医薬品、診療材料等	平成9年4月1日
2	東邦薬品(株)	医薬品、診療材料等	平成9年4月1日
3	(株)スズケン湘南営業部藤沢支店	医薬品、診療材料等	平成9年4月1日

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、茅ヶ崎市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープかながわ及び生活協同組合連合会ユーコープ事業連合（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が茅ヶ崎市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするとき、甲は、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の実施協力)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表1のとおり指定する。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急に要請するときは口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲から乙への要請等は、別表2の要請経路図のとおりとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第8条 第4条及び第7条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、他の生活協同組合等との間での連携を強化し、災害時における生協間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集提供)

第10条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第11条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(ボランティア活動への支援)

第12条 乙は、災害時に乙の組合員が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとし、甲はそれに協力するものとする。

(その他必要な支援)

第13条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第14条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(雑則)

第16条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

第17条 この協定は、平成8年12月9日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成8年12月9日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 横浜市港北区新横浜二丁目5番地11
生活協同組合コープかながわ
理事長

横浜市港北区新横浜二丁目5番地11
生活協同組合連合会ユーコープ事業連合
理事長

(別表1) 災害時応急生活物資

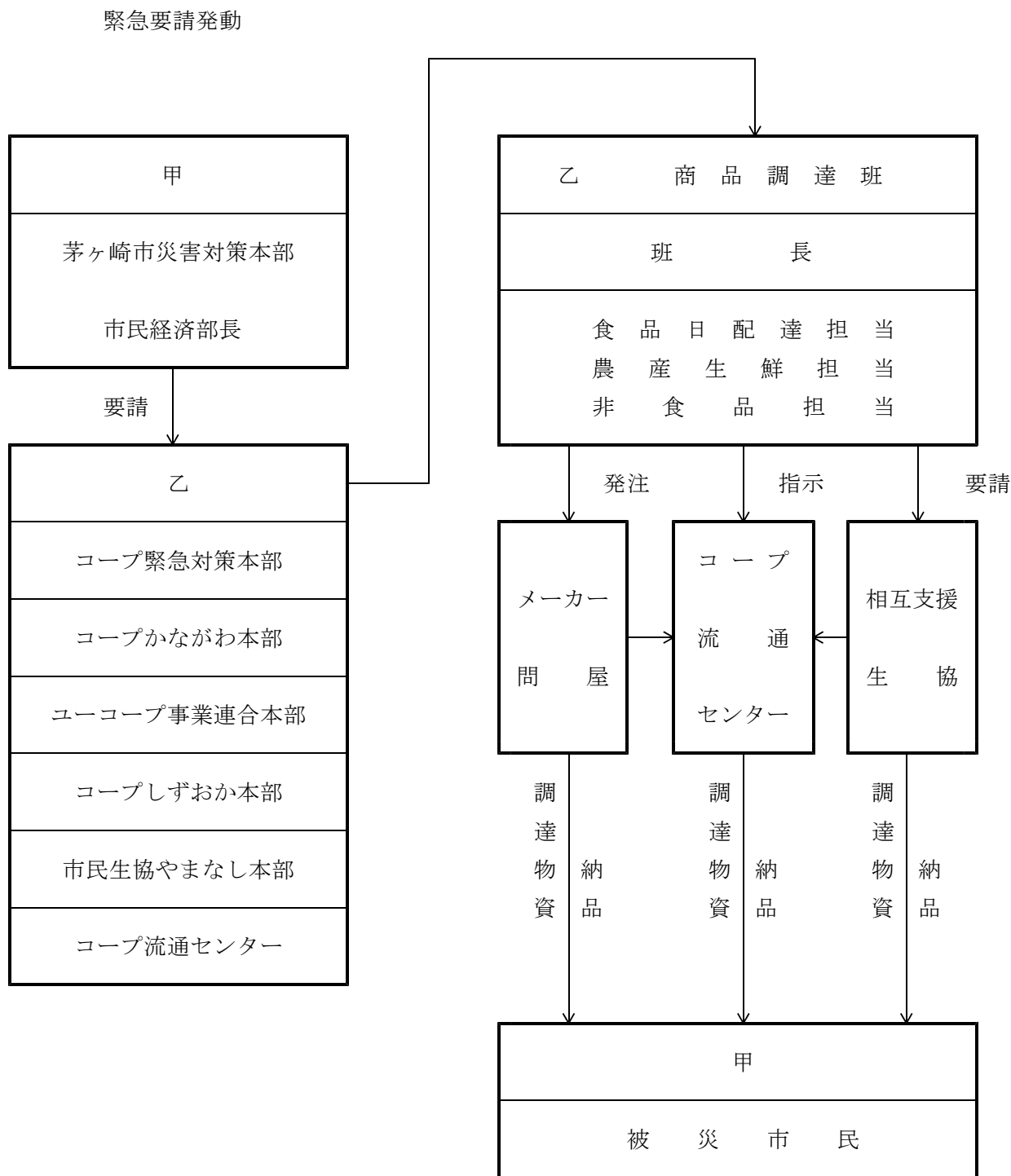
段階	第1段階	第2段階	第3段階
想定	ライフラインストップ	電気復旧	水道復旧
期間	災害当日～3日	4日～6日	7日～
品目	水・食糧 ◆ 菓子パン ◆ 牛乳(LL) ◆ 果物(バナナ) ◆ レトルト食品(御飯) ◆ 缶詰(イージーオープン) 電池 懐中電灯 バケツ 軍手 ガムテープ ウェットティッシュ トイレットペーパー 粉ミルク 哺乳瓶 紙おむつ 卓上ガスコンロ なべ	水・食糧 調理パン・弁当 牛乳(LL) 切り餅 レトルト食品(御飯) 缶詰(イージーオープン) インスタントラーメン 粉ミルク 哺乳瓶 紙おむつ なべ ウェットティッシュ 生理用品 下着・靴下 タオル 刃物 紙コップ・紙皿 トイレットペーパー	米 食パン 麺類 バター・ジャム 肉・魚 野菜 果物 レトルト食品(おかず類) インスタントラーメン 緑茶・コーヒー・紅茶 トイレットペーパー 洗濯・洗面用具 なべ 裁縫キット 下着・靴下 文房具 シューズ 布団 マスク
夏	蚊取り線香		
冬	使い捨てカイロ 毛布		

(1) 応急生活物資はおおむね上記の段階、期間ごとの品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。

(2) 品目は上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

*◆=災害直後、最優先に調達すべき品目

(別表2) 災害時応急生活物資供給等の要請経路



災害時における飲料水の調達に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）とショコー産業株式会社湘南スイミングスクール（以下「乙」という。）は、災害時における市民の飲料水を確保するため、次のとおり協定する。

（飲料水の要請）

第1条 甲は、災害時において、市民に供給する飲料水が必要になったときは、乙に対し、乙が所有するプールの水（以下「飲料水」という。）の提供を要請するものとする。

（飲料水の対応）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに対応するものとする。

（飲料水の量）

第3条 乙が提供する飲料水の量は、乙が指定した量とする。

（飲料水の無償提供）

第4条 乙が提供する飲料水は、無償とする。

（要請の方法）

第5条 甲は、飲料水の要請をするときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により行い、事後速やかに当該文書を送付するものとする。

（飲料水の引渡）

第6条 飲料水の引渡場所は、乙が指定するものとし、甲は、職員を派遣して飲料水を引取るものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第8条 この協定は、昭和62年6月1日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

昭和62年6月1日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市香川2309番地
ショコー産業株式会社
代表者

災害時における燃料の調達に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県エルピーガス協会湘南支部茅ヶ崎・寒川部会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合における応急燃料（以下「燃料」という。）を甲が確保するため、次のとおり協定する。

（燃料の要請）

第1条 甲は、災害時における燃料の確保が必要であると認めたときは、乙に対し、乙が保有する燃料の調達を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（燃料の範囲）

第3条 燃料の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 液化石油ガス
- (2) 液化石油ガス使用器具

（要請の方法）

第4条 甲は、前条に規定する燃料の調達を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する時は電話等により行い、事後速やかに当該文書を送付するものとする。

（燃料の価格、代金の支払い）

第5条 燃料の引き取り価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。

（燃料の引渡場所）

第6条 燃料の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲が職員を派遣して燃料を確認のうえ、これを引取るものとする。

（返却措置）

第7条 甲は、燃料の調達後、燃料に不用が生じたときは、乙と協議のうえ返却できるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第9条 この協定は、昭和62年7月1日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

昭和62年7月1日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市共恵1丁目6番23号
社団法人神奈川県エルピーガス協会湘南支部
茅ヶ崎・寒川部会
部会長

応急燃料調達に関するその他の協定先一覧表

No	協定先名	協定内容	締結年月日
1	神奈川県石油商業組合茅ヶ崎支部	各種ガソリン・白灯油・軽油	昭和62年10月28日
2	茅ヶ崎燃料睦会	薪・木炭・練炭・石炭	平成元年11月9日
3	株式会社木内	薪・木炭・練炭・石炭その他固形燃料	平成元年11月9日

災害時における災害時応急用ダンボールの生産に関する協定書

茅ヶ崎市(以下「甲」という。)と大村紙業株式会社(以下「乙」という。)は、茅ヶ崎市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲が、災害時救助用ダンボール(以下「ダンボール」という。)を確保するため次のとおり協定する。

(ダンボール生産の要請)

第1条 甲は災害時における救助用ダンボールを確保するため必要があると認めるときは、乙に対しダンボールの生産を要請するものとする。

(要請事項の措置)

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともにその措置事項を甲に連絡するものとする。

(ダンボールの規格)

第3条 ダンボールの規格については、別に定めるものとする。

(要請の方法)

第4条 甲は、前第1条に規定するダンボールの生産を要請するときは、ダンボール生産要請書(別記様式)により行うものとする。

ただし、急を要するときは、電話等により行い、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

(ダンボールの価格、代金の支払い)

第5条 ダンボールの取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。

(物資の引渡場所)

第6条 ダンボールの引渡し場所は乙が指定するものとし、甲が引渡し場所へ職員を派遣し、ダンボールを確認のうえこれを引きとるものとする。

(返却措置)

第7条 甲は、ダンボールの調達後、不用が生じたときは、乙と協議のうえ返却できるものとする。

(動力用電気の復旧)

第8条 ダンボールの生産に必要な動力用電気が断絶した場合、甲は東京電力に対し、防災上重要施設と同様に電気の復旧を依頼するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成9年8月7日から適用する。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成9年8月7日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市甘沼163の1番地
大村紙業株式会社
代表取締役社長

ダンボール生産要請書

年 月 日

大村紙業株式会社 様

茅ヶ崎市長

災害時応急用ダンボールの生産に関する協定に基づき、次の生産を要請します。

災 害 の 状 況				
ダンボールの 引 渡 場 所				
そ の 他 必 要 事 項				
	規 格	数 量	規 格	数 量
規 格 及 び 数 量				

災害時応急用ダンボール規格

避難所床パット用ダンボール 1.8m×0.9m×WF
(長さ) (幅)

避難所仕切り板用ダンボール 1.8m×0.9m×WF
(長さ) (幅)

民間機関との協定(応急復旧関係)

区 分	協定名称	協定先	締結日	内 容
応急復旧	災害時における応援職員の協力等に関する協定	(社)茅ヶ崎建設業協会	平成9年2月19日	応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理 緊急道路のパトロール及び確保 障害物の除去 資機材の調達
	地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定	(社)神奈川県建物解体業協会	平成14年9月11日	大規模な地震災害が発生し、被災した建物の解体除去工事等の協力
	災害時における応急復旧に関する覚書	茅ヶ崎市緑化協会	平成18年8月4日	広域避難場所の復旧等への協力
	災害時における応急対策活動用資機材等の確保に関する協定	チガサキレンタル㈱	平成19年3月28日	応急対策活動用資機材提供の協力
	災害時における応急対策の協力に関する協定	(社)神奈川県自動車整備振興会湘南支部	平成19年7月24日	障害物の除去への協力

災害時における応援職員の協力等に関する協定書

茅ヶ崎市(以下「甲」という。)と社団法人茅ヶ崎建設業協会(以下「乙」という。)は、災害時における応急対策活動の協力について次のとおり定める。

(協力要請)

第1条 甲は、災害時における応急対策を実施するため、乙の協力が必要であると認めたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

(協力及び協力の範囲)

第2条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である建設業者(以下「丙」という。)のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。乙のあっせんを受けた丙は、甲の指示に従い、応急対策活動に協力するものとする。ただし、甲の指示が得られない場合は、丙自ら甲の要請に基づいて応急対策活動に協力するものとする。

応急対策活動の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理
- (2) 緊急道路のパトロール及び確保
- (3) 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去
- (4) 前各号に係る資材、機材の調達

(要請の方法)

第3条 甲は、乙に協力を要請するときは、災害の状況、場所、応急対策活動の内容、協力を必要とする人員の数及び資材、機材の調達について文書により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、事後速やかに当該文書を送付するものとする。

(実施報告)

第4条 丙は、第2条で規定する応急対策活動が完了したときは、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施場所及び内容
- (2) 応急対策に従事した職員の氏名及び作業従事時間
- (3) 応急対策活動に使用した資材、機材の種別及び数量並びに稼動時間
- (4) その他市長が必要と認めた事項

(経費負担)

第5条 第2条に規定する応急対策活動の協力に係る経費は、甲の関係規定を適用して甲が負担するものとし、その経費は、丙の正当な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(災害補償)

第6条 甲の要請により出動した丙所属の職員が応急対策活動に協力中、災害を受けた場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年茅ヶ崎市条例第24号)に基づいて甲が補償するものとする。

(報告)

第7条 乙は、第2条に規定する応急対策活動について、協力できる人員を毎年4月末日までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第8条 乙は、本協定に係る乙に加盟する会員の名簿及び会員を地区別に区分した地区別分担表を毎年4月末日までに甲に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成9年2月19日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年2月19日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市矢畑955番地
社団法人 茅ヶ崎建設業協会
会 長

〔当初協定は、昭和62年10月30日に締結
平成9年2月19日全部改正〕

地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書

(趣旨)

第1条 地震等の大規模災害が発生した場合において被災した建物の解体撤去等に関し、茅ヶ崎市(以下「甲」という。)が社団法人神奈川県建物解体業協会(以下「乙」という。)に協力を求めるにあたって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震等により倒壊、焼失した建物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、次の各号の事業(以下「解体撤去等」という。)について、次条の手続きにより乙に協力を要請する。

- (1) 被災した建物の解体
- (2) 災害廃棄物の撤去
- (3) 前各号に伴う必要な事項

2 乙は、必要な人員、車両、資機材を調達し、甲が実施する解体撤去等に可能な限り協力する。

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、乙への協力要請にあたっては、要請内容を記載した文書をもって、神奈川県(以下「県」という。)を通じて行う。ただし、文書によりがたい場合は、口頭で要請し、その後に文書で通知する。

2 甲は、県を通じて協力要請を行いがたい場合は、次の各号に掲げる事項を文書をもって乙又は乙の指定する会員に通知する。ただし、文書によりがたい場合は、口頭で要請し、その後に文書で通知する。

- (1) 協力内容
- (2) その他必要な事項

3 甲は、前項の要請を行ったときは、速やかに県に報告する。乙は、前項の要請を受理したときは、速やかに県に報告する。

(解体撤去等の実施)

第5条 乙は、要請内容に基づき甲の指示に従い解体撤去等を実施する。

2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。

3 乙は、解体撤去等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

(報告)

第6条 乙は、前条の規定に基づき解体撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告する。

- (1) 実施内容

(2) その他必要事項

(費用等)

第7条 乙が第3条の要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用は、甲が負担し、その額については、甲、乙協議して決定する。

(災害補償)

第8条 乙が第3条の要請に基づき実施した解体撤去等に従事したものが、負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等による。

(連絡窓口)

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては茅ヶ崎市防災安全部防災対策課、乙においては社団法人神奈川県建物解体業協会とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲と乙で協議して定めるものとする。

(締結期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成14年9月11日から平成15年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに甲及び乙から何らの意思表示がないときは、同一内容をもって更に1年間更新するものとし、次年度以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成14年9月11日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 横浜市中区常盤町2丁目11番地
社団法人 神奈川県建物解体業協会
会長

災害時における応急復旧に関する覚書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と茅ヶ崎市緑化協会（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市における地震、台風等の災害（以下「災害」という。）の発生に際し、相互に協力して災害時の応急復旧工事を迅速に行うことを目的として、次のとおり覚書を締結する。

（業務内容）

第1条 この覚書による業務は、茅ヶ崎市において災害が発生し、甲の管理する道路の街路樹及び広域避難場所（中央公園、茅ヶ崎公園）に被害が発生した場合に、甲が行う応急復旧への協力とする。

（協力要請）

第2条 甲は、応急復旧を実施する必要があると認めたときは、乙に対し協力を要請する。

（要請手続）

第3条 前条第1項の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（実施報告）

第4条 乙は、応急復旧が完了したときは、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告することが困難な場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（1）応急復旧の実施場所及び内容

（2）応急復旧の従事者氏名及び作業従事期間

（3）応急復旧に使用した資材、機材の種別及び数量並びに稼働時間

（4）その他必要な事項

（経費負担）

第5条 乙が第2条の要請に基づき実施した業務に要した費用は、甲が負担し、その額については甲乙協議して決定するものとする。

（会員名簿等の提供）

第6条 乙は、乙に加盟する会員の名簿及び連絡系統図を甲に提供するものとし、会員に異動があった場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（災害補償）

第7条 この覚書に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（連絡窓口）

第8条 この覚書の業務に関する連絡窓口は、甲においては茅ヶ崎市都市部公園みどり課、乙においては茅ヶ崎市緑化協会会長とする。

（協議）

第9条 この覚書に定めない事項、又は疑義を生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上解決にあたるものとする。

（有効期間）

第10条 この覚書の有効期間は、締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満

了日の1か月前までに、甲又は乙から異議申し立てがない場合は、その期間を引き続き次の1年間に延長するものとし、以後同様とする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年8月4日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市矢畑995番地1
茅ヶ崎市緑化協会
会 長

災害時における応急対策活動用資機材等の確保に関する協定

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）とチガサキレンタル株式会社（以下「乙」という。）との間に、災害時（武力攻撃災害時を含む。）における応急対策活動の用に供する資機材等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（市の要請）

第1条 甲は、災害時における応急対策活動の用に供する資機材等の確保を図るため、必要と認めるときは、乙に対し、資機材等のレンタルを要請するものとする。

2 前項の規定により要請を行うときは、原則として次の事項を記した文書によるものとする。

ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、後に、文書により要請することができるものとする。

（1） 資機材等の名称、用途及び数量

（2） 資機材等の搬入場所

（3） その他必要な事項

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（資機材等の引渡等）

第3条 前条より措置された資機材等の引渡は、第1条第2項第2号により甲が指定した場所において、甲の確認のもとに行うものとする。

2 乙は、甲から資機材等の返却の連絡を受けたときは、甲が指定した場所において資機材等を引き取るものとする。

（費用負担）

第4条 乙は、甲に引き渡した資機材等の返却を確認後、費用を甲に請求するものとする。

2 価格は、災害発生直後における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（損害賠償）

第5条 甲は、甲の責めに帰する理由により、乙から引渡を受けた資機材等に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に係る甲の連絡責任者は防災安全部防災対策課長とし、乙の連絡責任者は、代表取締役社長とする。

（安全の確保）

第7条 甲は、協力の要請に当たっては、業務を的確かつ安全に実施するために必要な情報を乙に提供すること等により、業務に従事する者の安全の確保に配慮する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（期間）

第9条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文章による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動延長するものとし、以降の同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年3月28日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市萩園1, 171番地
チガサキレンタル株式会社
代表取締役社長

様式 1

災害時における応急対策活動用資機材等の要請書

チガサキレンタル株式会社
 代表取締役 當 間 安 弘 様

茅ヶ崎市災害対策本部長
 服 部 信 明

災害時における応急対策活動用資機材等の確保に関する、茅ヶ崎市とチガサキレンタル株式会社との協定第 1 条第 2 項の規程に基づき、次のとおり資機材等を要請します。

要 請 日 時	平成 年 月 日 () 時 分
納 入 場 所	
要 請 資 機 材 名	1 個数
	2 個数
	3 個数
	4 個数
	5 個数
	6 個数
	7 個数
備 考	

災害時における応急対策の協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、茅ヶ崎市内に地震、風水害その他による災害（武力攻撃災害等を含む。以下「災害」という。）が発生した場合において、茅ヶ崎市（以下「甲」という。）が社団法人神奈川県自動車整備振興会湘南支部（以下「乙」という。）に対し、被災者救援や障害物除去等に関する応急対策業務について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、災害時において、乙が所有する資機材を利用して行う被災者救援、障害物除去、その他甲が必要と認める業務で、かつ乙が対応可能な業務とする。

2 平常時においても乙は地域で行われる防災訓練等にできる限り協力するとともに、地域の防災力の強化に積極的に協力すること。

(要請)

第3条 甲は、被災者救援や障害物除去等に関する応急対策業務の必要があると認めるときは、乙に対しその業務を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

(手続)

第4条 甲は、乙に対し次の事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により連絡し、後日、文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請する理由

(2) 協力内容

(3) 場所

(4) 人員

(5) その他必要な事項

(実施報告)

第5条 乙は、前2条の規定により業務を実施した場合は、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1) 業務に従事した人員

(2) 場所

(3) 時間

(4) 協力内容

(5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 この協定に基づき甲が要請し、乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用は、災害発生時直前の適正な価格とする。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、原則としてその賠償の責に負うものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づく業務の従事中の者が、その者の責めに帰することができない理由により死

亡し又は負傷したときは、甲は、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年茅ヶ崎市 条例第24号）を準用するものとする。

ただし、他の法令により療養その他給付又は補償を受けたときは、その補償額の限度において災害補償の責めを免れる。

（状況報告）

第9条 甲は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、乙に対し、会員名簿等について、報告を求めることができるものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定に係る甲の連絡責任者は茅ヶ崎市防災対策課長とし、乙の連絡責任者は社団法人神奈川県自動車整備振興会湘南支部長とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（効力）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意志を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年7月24日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市

茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市円蔵1307番地
社団法人神奈川県自動車整備振興会湘南支部

支 部 長

年 月 日

要 請 書

社団法人神奈川県自動車整備振興会湘南支部
支部長 様

要請者

災害時における応急対策の協力に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況及び要請する理由	
協力を必要とする内容	
協力を必要とする場所	
協力を必要とする人員等	
その他必要な事項	

実 施 報 告 書

茅ヶ崎市長 様

社団法人神奈川県自動車整備振興会湘南支部
支部長

災害時における応急対策の協力に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

業務に従事した人員	
業務に従事した場所	
業務に従事した時間	
協力した業務内容	
その他必要な事項	

民間機関との協定(その他)

区 分	協定名称	協定先	締結日	内 容
その他	災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定	(社)全日本冠婚葬祭互助協会	平成19年2月13日	地震・風水害・その他の災害が発生し、多数の死者が発生した場合に棺等葬祭用品の供給や遺体安置所の遺体処理要員の派遣等の協力
	災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定	茅ヶ崎市葬祭業者連絡会	平成19年2月13日	地震・風水害・その他の災害が発生し、多数の死者が発生した場合に遺体安置所から斎場への遺体搬送業務の協力
		神奈川県葬祭業協同組合 (社)全国霊柩自動車協会		
災害時における相互協力に関する協定	社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会	平成19年3月28日	災害ボランティアセンター設置の協力	

災害時における棺等葬祭用品の供給等に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市域において地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における棺等葬祭用品の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における棺等葬祭用品の供給及び附帯する業務に関し、甲が乙に協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に棺等葬祭用品を必要とするときは、乙に対して、その供給等の協力を要請することができるものとし、乙は、その供給等について甲に協力するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条に規定する甲からの協力の要請は、茅ヶ崎市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。

2 甲が、乙に協力を要請するときは、次の事項について電話等により連絡するものとし、その後遅滞なく要請に係る文書を乙に提出するものとする。

- (1) 担当者の氏名
- (2) 要請する理由
- (3) 要請する棺等葬祭用品の数
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他必要な事項

（供給等の業務）

第4条 甲の要請により遺体安置所等への棺等葬祭用品の供給等に従事する乙の構成員は、本部長の指示に従い、その業務に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により甲に協力したときは、次の事項について電話等により甲に報告するものとし、その後遅滞なく報告に係る文書を提出するものとする。

- (1) 棺等葬祭用品の数
- (2) 履行期間及び履行場所
- (3) 従事者名簿
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 棺等葬祭用品の供給等の協力に要する経費は、甲が負担する。

2 甲が負担する経費の額は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考として、甲、乙が協議し、決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、棺等葬祭用品の供給等の実績を集計し、甲に一括してその経費を請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があったときは、速やかに乙に支払うものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等の協力体制が図られるよう、全国広域応援体制、情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては本部長、乙にあつては社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長とする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部等に提供するものとする。

(通知)

第12条 甲は、災害時における円滑な棺等葬祭用品の供給等を図るため、棺等葬祭用品の供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

(協議の実施)

第13条 甲乙は、協定に基づく協力の円滑な実施に努めるとともに、協定の実行性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施について必要な事項は、甲乙が協議のうえ別に定めるものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の期間は平成19年2月13日から適用し、平成20年2月12日までとする。

ただし、甲又は乙及び丙から有効期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意志表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後も同様とする。

(疑義等の解決)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成19年2月13日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目1番1号
茅ヶ崎市

茅ヶ崎市長

乙 東京都港区虎ノ門3丁目6番2号
第二秋山ビル7階
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

会 長

災害時における棺等葬祭用品の供給等に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における棺等葬祭用品の供給等に関する協定(以下「協定」という。)

第14条の規定により、協定の実施について必要な事項を定めるものとする。

(供給する用品等)

第2条 協定第2条に規定する乙が甲に供給する用品は、次のとおりとする。

- (1) 内張り棺(8分厚桐張り、仏衣、棺用納棺セット等を含む。)
- (2) 骨壺(瀬戸白7寸を基準とし、箱覆及び骨壺箱を含む。)
- (3) ドライアイス
- (4) その他必要な用品

(要請書)

第3条 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する文書は、協力要請書(第1号様式)とする。

(構成員等の名簿)

第4条 協定第4条に規定する業務に協力するために、乙が事前に指名する乙の構成員は、別に提出するものとする。

(供給等の場所)

第5条 協定第4条に規定する供給等の場所は、災害対策本部の指定する場所とする。

(協力実績報告書)

第6条 協定第5条の規定による乙が甲に報告する文書の様式は、協力実績報告書(第2号様式)とする。

(経費の請求方法)

第7条 協定第7条の規定による経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施細目の有効期間)

第8条 この実施細目の有効期限は、協定の有効期間と同じとする。

年 月 日

協 力 要 請 書

様

茅ヶ崎市長



災害時における棺等葬祭用品の供給等に関する協定書第3条第2項の規定により、次のとおり棺等葬祭用品の供給等の協力を要請します。

担当者名及び連絡先	電話
口頭、電話等による 連絡の日時	年 月 日（午前・午後） 時 分 （ <input type="checkbox"/> 口頭・ <input type="checkbox"/> 電話・ <input type="checkbox"/> FAX）
要 請 理 由	
棺等葬祭用品の供給等 の数量（内訳）	
履 行 期 間 及 び 履 行 場 所	
備 考	

年 月 日

協 力 実 績 報 告 書

茅ヶ崎市長 様

報告者 名 称
代表者



年 月 日付けで協力要請のあった件について、次のとおり報告します。

連 絡 先	電 話
棺等葬祭用品の供給等の数量数（内訳）	
履 行 期 間 及 び 履 行 場 所	
従 事 者	別添名簿のとおり
備 考	

別表（第4条関係）

構 成 員（協 会 員）名 簿

事業者名	代表者名	郵便番号	住 所	電話・FAX

災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と茅ヶ崎市葬祭業者連絡会（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市域において地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給及び附帯する業務に関し、甲が乙に協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に霊きゅう自動車・棺等葬祭用品を必要とするときは、乙に対して、その供給等の協力を要請することができるものとし、乙は、その供給等について甲に協力するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条に規定する甲からの協力の要請は、茅ヶ崎市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。

2 甲が、乙に協力を要請するときは、次の事項について電話等により連絡するものとし、その後遅滞なく要請に係る文書を乙に提出するものとする。

- (1) 担当者の氏名
- (2) 要請する理由
- (3) 要請する霊きゅう自動車の台数又は棺等葬祭用品の数
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他必要な事項

（供給等の業務）

第4条 甲の要請により遺体安置所等への霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に従事する乙の構成員は、本部長の指示に従い、その業務に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により甲に協力したときは、次の事項について電話等により甲に報告するものとし、その後遅滞なく報告に係る文書を提出するものとする。

- (1) 霊きゅう自動車の台数又は棺等葬祭用品の数
- (2) 履行期間及び履行場所
- (3) 従事者名簿
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に要する経費は、甲が負担する。2 甲が負担する経費の額は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考として、甲、乙が協議し、決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の実績を集計し、甲に一括してその経費を請

求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があったときは、速やかに乙に支払うものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力体制が図られるよう、全国広域応援体制、情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては本部長、乙にあつては茅ヶ崎市葬祭業者連絡会代表とする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部に提供するものとする。

(通知)

第12条 甲は、災害時における円滑な霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等を図るため、霊きゅう自動車の待機場所、棺等葬祭用品の供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

(協議の実施)

第13条 甲乙は、協定に基づく協力の円滑な実施に努めるとともに、協定の実行性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施について必要な事項は、甲乙が協議のうえ別に定めるものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の期間は平成19年2月13日から適用し、平成20年2月12日までとする。ただし、甲又は乙から有効期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意志表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後も同様とする。

(疑義等の解決)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年2月13日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市新栄町6番10号
茅ヶ崎市葬祭業者連絡会
代表

災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定の協定先一覧

乙・・・・茅ヶ崎市葬祭業者連絡会
茅ヶ崎市新栄町6番10号
代表 小清水 澄明

構成会員 9社

業 者 名	所 在 地	電話番号	代表者
(有)小清水商会	茅ヶ崎市新栄町6-10	0467-86-764 5	小清水澄明
平安レイサービス(株) (湘和会堂茅ヶ崎)	茅ヶ崎市茅ヶ崎3-1-43	0467-82-166 5	平井 良也
(株)さがみ くみあいサービス	寒川町宮山115-1	0467-72-052 1	若菜 成之
東洋典礼(有)	茅ヶ崎市西久保1003-1	0467-73-045 4	八重樫直英
(有)サポート湘南	茅ヶ崎市下町屋2-13-21	0467-86-494 9	小川 治紀
祭典サービス(株)	茅ヶ崎市本村4-20-23	0467-54-419 4	大久保明政
(株)和田	茅ヶ崎市東海岸北4-1-38	0467-82-453 2	和田 恵助
(有)阿部企画	茅ヶ崎市東海岸北4-6-60	0467-85-119 1	高橋 實
(有)坂田葬儀社	茅ヶ崎市浜之郷404-1	0467-89-600 1	坂田 薫

災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定（以下「協定」という。）第14条の規定により、協定の実施について必要な事項を定めるものとする。

(供給する用品等)

第2条 協定第2条に規定する乙が甲に供給する用品は、次のとおりとする。

- (1) 内張り棺（8分厚桐張り、仏衣、棺用納棺セット等を含む。）
- (2) 骨壺（瀬戸白7寸を基準とし、箱覆及び骨壺箱を含む。）
- (3) ドライアイス
- (4) 霊きゅう自動車
- (5) その他必要な用品

(要請書)

第3条 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する文書は、協力要請書（第1号様式）とする。

(構成員等の名簿)

第4条 協定第4条に規定する業務に協力するために、乙が事前に指名する乙の構成員は、別に提出するものとする。

(供給等の場所)

第5条 協定第4条に規定する供給等の場所は、災害対策本部の指定する場所とする。

(協力実績報告書)

第6条 協定第5条の規定による乙が甲に報告する文書の様式は、協力実績報告書（第2号様式）とする。

(経費の請求方法)

第7条 協定第7条の規定による経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施細目の有効期間)

第8条 この実施細目の有効期限は、協定の有効期間と同じとする。

年 月 日

協 力 要 請 書

様

茅ヶ崎市長



災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定書第3条第2項の規定により、次のとおり霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力を要請します。

担当者名及び連絡先	電話
口頭、電話等による 連絡の日時	年 月 日（午前・午後） 時 分 （ <input type="checkbox"/> 口頭・ <input type="checkbox"/> 電話・ <input type="checkbox"/> FAX）
要 請 理 由	
霊きゅう自動車の台数 又は棺等葬祭用品の 供給等の数量（内訳）	
履 行 期 間 及 び 履 行 場 所	
備 考	

年 月 日

協 力 実 績 報 告 書

茅ヶ崎市長 様

報告者 名 称
代表者



年 月 日付けで協力要請のあった件について、次のとおり報告します。

連 絡 先	電 話
霊きゅう自動車の台数 又は棺等葬祭用品の 供給等の数量（内訳）	
履 行 期 間 及 び 履 行 場 所	
従 事 者	別添名簿のとおり
備 考	

別表（第4条関係）

構 成 員（協 会 員）名 簿

事業者名	代表者名	郵便番号	住 所	電話・FAX

災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と神奈川県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び社団法人全国霊柩自動車協会神奈川県支部（以下「丙」という。）は、茅ヶ崎市域において地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給及び附帯する業務に関し、甲が乙及び丙に協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に霊きゅう自動車・棺等葬祭用品を必要とするときは、乙及び丙に対して、その供給等の協力を要請することができるものとし、乙及び丙は、その供給等について甲に協力するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条に規定する甲からの協力の要請は、茅ヶ崎市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。

2 甲が、乙及び丙に協力を要請するときは、次の事項について電話等により連絡するものとし、その後遅滞なく要請に係る文書を乙及び丙に提出するものとする。

- (1) 担当者の氏名
- (2) 要請する理由
- (3) 要請する霊きゅう自動車の台数又は棺等葬祭用品の数
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他必要な事項

（供給等の業務）

第4条 甲の要請により遺体安置所等への霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に従事する乙及び丙の構成員は、本部長の指示に従い、その業務に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙及び丙は、前条の規定により甲に協力したときは、次の事項について電話等により甲に報告するものとし、その後遅滞なく報告に係る文書を提出するものとする。

- (1) 霊きゅう自動車の台数又は棺等葬祭用品の数
- (2) 履行期間及び履行場所
- (3) 従事者名簿
- (4) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に要する経費は、甲が負担する。2 甲が負担する経費の額は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考として、甲、乙及び丙が協議し、決定するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙及び丙は、霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の実績を集計し、甲に一括してその経費を請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定により乙及び丙から経費の請求があったときは、速やかに乙及び丙に支払うものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙及び丙は、災害時における円滑な霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力体制が図られるよう、全国広域応援体制、情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては本部長、乙にあつては神奈川県葬祭業協同組合理事長、丙にあつては社団法人全国霊柩自動車協会神奈川県支部長とする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙及び丙は、霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部等に提供するものとする。

(通知)

第12条 甲は、災害時における円滑な霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等を図るため、霊きゅう自動車の待機場所、棺等葬祭用品の供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙及び丙に通知するものとする。

(協議の実施)

第13条 甲乙丙は、協定に基づく協力の円滑な実施に努めるとともに、協定の実行性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施について必要な事項は、甲乙丙が協議のうえ別に定めるものとする。

(協定の有効期間)

第15条 この協定の期間は平成19年2月13日から適用し、平成20年2月12日までとする。ただし、甲又は乙及び丙から有効期間満了1か月前までに相手方に対し、書面による別段の意志表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後も同様とする。

(疑義等の解決)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を 保有するものとする。

平成19年2月13日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目1番1号
茅ヶ崎市

茅ヶ崎市長

乙 横浜市南区永田東2丁目1番20号
ジョイフル井土ヶ谷302
神奈川県葬祭業協同組合

理事長

丙 三浦市三崎1丁目2番23号
社団法人全国霊柩自動車協会

神奈川県支部長

災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定(以下「協定」という。)第14条の規定により、協定の実施について必要な事項を定めるものとする。

(供給する用品等)

第2条 協定第2条に規定する乙及び丙が甲に供給する用品は、次のとおりとする。

- (1) 内張り棺(8分厚桐張り、仏衣、棺用納棺セット等を含む。)
- (2) 骨壺(瀬戸白7寸を基準とし、箱覆及び骨壺箱を含む。)
- (3) ドライアイス
- (4) 霊きゅう自動車
- (5) その他必要な用品

(要請書)

第3条 協定第3条第2項に規定する甲が乙及び丙に提出する文書は、協力要請書(第1号様式)とする。

(構成員等の名簿)

第4条 協定第4条に規定する業務に協力するために、乙及び丙が事前に指名する乙及び丙の構成員は、別に提出するものとする。

(供給等の場所)

第5条 協定第4条に規定する供給等の場所は、災害対策本部の指定する場所とする。

(協力実績報告書)

第6条 協定第5条の規定による乙及び丙が甲に報告する文書の様式は、協力実績報告書(第2号様式)とする。

(経費の請求方法)

第7条 協定第7条の規定による経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施細目の有効期間)

第8条 この実施細目の有効期限は、協定の有効期間と同じとする。

年 月 日

協 力 要 請 書

様

茅ヶ崎市長



災害時における霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等に関する協定書第3条第2項の規定により、次のとおり霊きゅう自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力を要請します。

担当者名及び連絡先	電話
口頭、電話等による 連絡の日時	年 月 日（午前・午後） 時 分 （ <input type="checkbox"/> 口頭・ <input type="checkbox"/> 電話・ <input type="checkbox"/> FAX）
要 請 理 由	
霊きゅう自動車の台数 又は棺等葬祭用品の 供給等の数量（内訳）	
履 行 期 間 及 び 履 行 場 所	
備 考	

年 月 日

協 力 実 績 報 告 書

茅ヶ崎市長 様

報告者 名 称
代表者



年 月 日付けで協力要請のあった件について、次のとおり報告します。

連 絡 先	電 話
霊きゅう自動車の台数 又は棺等葬祭用品の 供給等の数量（内訳）	
履 行 期 間 及 び 履 行 場 所	
従 事 者	別添名簿のとおり
備 考	

別表（第4条関係）

構 成 員（協 会 員）名 簿

事業者名	代表者名	郵便番号	住 所	電話・FAX

災害時における相互協力に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、相互援助精神に基づき、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害が発生し、次の事項について乙に協力を要請する必要があると認めるときは、文書により協力を要請することができる。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又はファクス等により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 茅ヶ崎市災害ボランティアセンターの設置
- (2) 茅ヶ崎市災害ボランティアセンターの運営
- (3) その他災害ボランティアセンターの運営に関する必要な事項

（協力の実施）

第2条 乙は、前条に規定する要請を受けたときは、これに応じて協力するよう努めなければならない。

- 2 乙は、前項の要請を実施するに当たっては、別に定める「茅ヶ崎市災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づき行うものとする。

（連絡体制の整備）

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する要請に基づく協力を円滑に行うため、日ごろより災害情報等に関する連絡体制の整備に努める。

- 2 甲及び乙は、前項の連絡体制を整備するため、それぞれに連絡責任者を置くものとし、甲にあっては監査事務局次長が、乙にあっては事務局長がその任に当たるものとする。

（防災訓練への参加）

第4条 甲は、自らが主催する訓練において、乙の参加が必要と認めるときは、乙に対し訓練の参加について要請を行うことができる。

- 2 乙は、前項の要請を受けた場合、可能な限り参加・協力を行うものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定書に基づく協力が円滑に行われるよう、防災計画及び協力要請事項に関し、定期的に情報を交換する。

（効力の発生）

第6条 この協定書は、平成19年3月28日から効力を発生する。

（協議）

第7条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定書に関し疑義を生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議するものとする。

（協定の改正）

第8条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議の上改訂することができる。

（期間）

第9条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、協定期

間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年3月28日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市新栄町13番44号
社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会
会 長

民間機関との協定(避難施設関係)

区 分	協定名称	協定先	締結日	内 容
避難施設等	災害時等における避難施設としての施設使用に関する協定	県立茅ヶ崎高等学校	平成19年3月15日	災害発生時における避難者の緊急受入れについての協力
		県立茅ヶ崎北陵高等学校		
		県立鶴嶺高等学校		
		県立茅ヶ崎西浜高等学校		
	災害時における避難施設等の施設使用に関する協定	東陶機器㈱	平成19年3月15日	
	災害時における障害者の緊急時施設提供の受け入れに関する協定	社会福祉法人 翔の会 社会福祉法人 ひざしの丘	平成19年12月27日	災害発生時における障害者の緊急受入れについての協力
	災害時における避難施設の提供及びヘリコプター臨時離着陸場の指定等に関する協定	宮田工業㈱	平成20年7月3日	災害発生時における避難者の緊急受入れ及び災害時ヘリコプター臨時離着陸場の提供
	災害時における要介護者等の緊急の受入れに関する協定	社会福祉法人 慶寿会	平成20年12月17日	災害発生時における要介護者の緊急受入れについての協力
		社会福祉法人 米寿会		
		社会福祉法人 湘南福寿会		
社会福祉法人 麗寿会				
社会福祉法人 かがやき				
社会福祉法人 湘南望青会				
社会福祉法人 茅徳会				
社会福祉法人 松宝苑				
災害時における要援護者等の緊急の受入れに関する協定	社会福祉法人 慶寿会	平成20年12月17日	災害発生時における要援護者の緊急受入れについての協力	
	社会福祉法人 麗寿会			
	社会福祉法人 翔の会			
災害時における避難施設としての施設使用等に関する協定書	神奈川県立茅ヶ崎養護学校	平成21年3月23日	災害発生時における障害者の緊急受入れについての協力	
	学校法人 平和学園		災害発生時における避難者の緊急受入れについての協力	

災害時における避難施設としての施設使用に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と神奈川県立茅ヶ崎高等学校、神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校、神奈川県立鶴嶺高等学校、神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に災害による被災者が発生した場合において、甲が乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）を住民の避難施設（以下「避難施設」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 甲が避難施設として使用することができる乙の施設は、体育館とする。ただし、体育館に住民を収容することができない場合その他やむを得ないときは、この限りでない。

（施設の使用要請等）

第2条 甲は、甲が事前に定めた避難所に収容することが困難な場合その他災害による被災者を乙の施設に避難させる必要があると認めたときは、乙に対し、乙の施設を避難施設として使用させることについて要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、乙又は乙の施設に勤務する職員（以下「乙の職員」という。）に対し、口頭により直接行うものとする。ただし、休日、夜間等の場合で乙の施設に乙及び乙の職員が不在のときは、乙又は乙のあらかじめ指定する職員に対し、電話等により行うものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があった場合においては、損壊その他の乙の施設を避難施設として使用させることが不相当であると認めたときを除き、乙の施設を避難施設として使用させるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、甲は、休日、夜間等で電話が不通等やむを得ない理由により同項の規定による要請をすることができないときは、これをしないで乙の施設を避難施設として使用することができる。この場合において、甲は、速やかに乙にその旨を報告しなければならない。

第3条 乙は、災害による被災者を収容する必要があると認めたときは、前条第1項の規定による要請を待たないで、被災者の要請により、乙の施設を避難施設として使用させるものとする。

（施設の使用）

第4条 甲は、乙の施設を避難施設として使用するときは、その安全について確認し、使用するものとする。

2 甲は、乙の施設を使用するに際しては、乙が行う学校教育活動に支障が生じないよう努めるものとする。

（避難対象者）

第5条 乙の施設を避難施設として使用することができる者は、乙の施設の存する地域に居住する住民とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

（避難者の管理）

第6条 甲が乙の施設を避難施設として使用した場合において、乙の施設に避難した者（以下「避難者」という。）の管理は、甲が行う。

（使用期間）

第7条 甲が乙の施設を避難施設として使用する期間は、30日以内とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、期間を延長できるものとする。

(使用料)

第8条 甲が乙の施設を避難施設として使用した場合における当該施設の使用料は、無料とする。

2 避難者が使用した電気、ガス及び水道の使用料は、甲が負担する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(使用施設等の原状復旧)

第9条 甲が乙の施設を避難施設として使用した場合において乙の施設及びその設備に損壊等があったときは、甲は、これを原状に復旧しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年3月15日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市本村三丁目4番1号
神奈川県立茅ヶ崎高等学校
学 校 長

茅ヶ崎市下寺尾128番地
神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校
学 校 長

茅ヶ崎市円蔵一丁目16番1号
神奈川県立鶴嶺高等学校
学 校 長

茅ヶ崎市南湖七丁目12869番11号
神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校
学 校 長

災害時における避難施設等の施設使用に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と東陶機器株式会社（以下「乙」という。）とは、乙が災害時（地震、風水害及び、武力攻撃災害等）に近隣住民に対して避難施設を提供し、また乙の敷地内に甲が防災備蓄倉庫を設置することに関して、次のとおり協定を締結する。

（施設等の使用）

第1条 乙は、乙所有の体育館（以下「乙の施設」という。）を、甲が甲の避難施設として使用することにつき了承する。

2 乙は、甲が避難施設として必要な機材を保管するための防災備蓄倉庫を、乙の敷地内に設置し、その維持管理を行うことにつき了承する。

（施設の使用要請）

第2条 甲は、次の場合、乙に対して乙の施設を避難施設として使用させるよう要請することができる。

(1) 災害時に、甲が地域防災計画に定める避難所に避難者を収容することが困難な場合。

(2) その他、甲が特に乙の施設に避難者を避難させる必要があると認めた場合。

2 前項の要請は、原則として第9条に規定する甲の連絡責任者が、乙の連絡責任者に対して口頭又は電話連絡により行うものとする。ただし、特別な理由があるときはこの限りではない。

3 乙は、第1項の規定による要請があった場合は、損壊その他乙の施設が避難施設として使用させることが不適切であると認めた場合を除き、その使用を承諾するものとする。

（施設の使用）

第3条 甲は、乙の施設を避難施設として使用するときは、その安全について確認し、使用するものとする。

2 甲は、乙の施設を使用するに際しては、乙の事業に支障が生じないよう努めなければならない。

（避難対象者）

第4条 乙の施設を避難施設として使用することができる者は、乙の施設の存する地域に居住する住民とする。ただし、特別な事情があるときは、この限りではない。

（避難者の管理）

第5条 甲が乙の施設を避難施設として使用した場合、乙の施設に避難した者（以下「避難者」という。）の管理は、甲が行う。

（施設の使用期間）

第6条 甲が乙の施設を避難施設として使用する期間は、30日を限度とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、期間を延長できるものとする。

（使用料）

第7条 甲が乙の施設を避難施設として使用した場合、乙の施設の使用料は無料とする。

2 避難者が使用した電気及び水道等の使用料等、避難者を受け入れるにあたり乙が負担した費用は、甲がこれを支払う。ただし、特別な事情があるときは、甲乙協議の上、その対応について決定する。

（使用施設の原状復旧）

第8条 甲が乙の施設を避難施設として使用した場合、乙の施設及びその他の設備に損壊、損傷等があったときは、甲は甲の負担により速やかにこれを原状に復旧しなければならない。

(連絡責任者)

第9条 この協定に係る甲の連絡責任者は、茅ヶ崎市防災安全部防災対策課長とし、乙の連絡責任者は、東陶機器株式会社茅ヶ崎工場総務グループリーダーとする。

(防災備蓄倉庫)

第10条 甲は、乙の敷地内に、避難施設として必要な機材を保管するための防災備蓄倉庫を設置することができる。ただし、設置にあたっては、甲はその設置数及び設置場所につき事前に乙の承諾を得るものとし、乙が当該防災備蓄倉庫の移動又は撤去を甲に依頼した場合には、甲はその依頼に従うものとする。

2 甲は、防災備蓄倉庫をその管理責任者として適正かつ安全に維持管理しなければならない。また、甲は、防災備蓄倉庫の設置又は維持、管理が原因で乙又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(期間)

第12条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも相手方に対してこの協定書を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、この協定書の有効期限は同一条件で更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年3月28日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市本村二丁目8番1号
東陶機器株式会社
茅ヶ崎工場長

災害時における障害者の緊急時施設提供の受入れに関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と社会福祉法人ひざしの丘（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に、地震、風水害、その他（武力攻撃災害時を含む。）の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における在宅の障害者の緊急時施設提供の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時に甲は乙の運営する市内の障害福祉施設に対し協定を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れ対象者の定義）

第2条 乙に要請する対象者として、原則として障害者とする。ただし、必要に応じて甲が認めた者に対してはこの限りではない。

（受入れの要請及び受託）

第3条 甲は、被災した在宅の障害者のうち、あらかじめ指定した避難所では対応が困難な者を対象として、乙の施設（以下「福祉避難所」という。）に対して緊急の受入れを要請することができるものとする。

2 乙は、甲から受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項のうち受諾しうる業務を行う。

3 前2項の要請があり、関係者の受入れを開始するにあたり、ただちに市職員を乙の施設に送り、目的達成のための業務にあたることとし、乙はその職員の協力をするものとする。

（受入れの期間）

第4条 甲が、乙に本協定に基づいた依頼をする期間は、原則として30日程度とする。ただし、市が施設使用の超過措置を申し出た場合は、その間を延長することができるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙が障害者の緊急時施設提供の受入れを実施した場合に要する業務従事人員及び備品・消耗品等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、乙請求額を基に甲乙協議の上、定めるものとする。

（手続き等）

第6条 甲は第3条の規定により乙に受入れを要請する場合、あらかじめ受入れ可能人数を確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。

ただし、急を要する場合はこの限りではない。

（1）受入れを要請する障害者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

（2）受け入れられた障害者の身元引受人の氏名、連絡先

（3）受入れ要請期間

（4）施設使用に伴う甲の現場担当職員の所属部課名、氏名、常に連絡可能な電話等

（受入れ可能人数等の協議）

第7条 甲及び乙は、本協定締結後、障害福祉施設ごとの障害者の受入れ可能人員、災害時の要援護者への介護支援者の確保計画及び必要物資の備蓄、調達等、すべて市の責任において執行することとし、乙の協力体制について協議を行うこととする。

2 前項については、本協定締結後は、年度当初に甲及び乙が確認するものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議をして定めるものとする。

(連絡責任者)

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

(締結期間)

第10条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成20年12月26日までとする。

ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文章による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所有する。

平成19年12月27日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市芹沢786番地
社会福祉法人ひざしの丘
理事長

災害時における障害者の緊急時施設提供の受入れに関する協定書

No	協定の相手方	支援の内容	締結年月日
1	社会福祉法人 ひざしの丘	障害者の緊急時施設提供	平成19年12月27日

災害時における避難施設の提供及びヘリコプター臨時離着陸場の指定等に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と宮田工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における避難施設の提供及びヘリコプター臨時離着陸場の指定等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、茅ヶ崎市における避難者収容施設の拡充及び緊急支援物資や重傷者の搬送拠点の確保による災害時等の対応の充実に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定書における災害時等とは、地震・台風・洪水・高潮・津波その他の異常な自然現象、大規模な火災又は爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類するものにより生ずる被害、「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月25日閣議決定）において想定される武力攻撃事態及び緊急処理事態をいう。

（避難施設の提供等）

第3条 乙は、災害時等において、乙所有の体育館（以下「乙の施設」という。）を、甲の要請に基づき、近隣住民及び避難が必要となった者等（以下「避難者等」という。）を受け入れるための避難施設として提供する。

2 甲は、乙の敷地内に、避難所標識を設置し、その維持管理を行う。

（施設使用の要請等）

第4条 甲は、次の場合において、乙に対して乙の施設を避難施設として開設することを要請することができる。

(1) 災害時等において、甲が茅ヶ崎市地域防災計画において定める避難所に避難者等を収容することが困難な場合。

(2) その他、甲が乙の施設に避難者を避難させる必要があると特に認めた場合。

2 前項の要請は、原則として第10条に規定する甲の連絡責任者が、乙の連絡責任者に対して文書又は口頭により行う。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

3 乙は、第1項の規定による要請があった場合は、乙の施設が損壊、損傷等により避難施設として使用することが不適切であると認められる場合を除き、甲の要請に応ずるものとする。

（施設の使用等）

第5条 甲は、乙の施設を避難施設として使用する場合は、その安全について確認のうえ、使用するものとする。

2 甲は、乙の施設を使用する場合は、乙の事業に支障が生じないように努めるものとする。

（避難者の管理）

第6条 乙の施設を避難施設として開設した場合の避難者等の管理は、甲乙が協同して行う。

（施設の使用期間）

第7条 甲が乙の施設を避難施設として使用する期間は、30日を限度とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、期間を延長できるものとする。

（使用料等）

第8条 甲が乙の施設を避難施設として使用した場合、乙の施設の使用料は無料とする。

2 避難者が使用した電気・水道等の使用料及び避難者等を受け入れるにあたり乙が負担した費用等

については、甲が支払うものとする。ただし、特別の事情があるときは、甲乙協議の上、その対応について決定する。

(使用施設の原状復旧)

第9条 甲が乙の施設を避難施設として使用し、乙の施設及びその他の設備に損壊、損傷等があった場合は、甲は甲の負担により速やかにこれを原状に復旧しなければならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定に係る甲の連絡責任者は、茅ヶ崎市防災安全部防災対策課長とし、乙の連絡責任者は、宮田工業株式会社総務部総務グループ長とする。

(防災備蓄倉庫の設置等)

第11条 甲は、避難施設を開設した場合に必要な機材及び物資を保管するための防災備蓄倉庫を、乙の敷地内に設置し、乙と協同して適正かつ安全に維持管理を行う。

2 防災備蓄倉庫の設置に当たっては、甲乙協議のもと、その設置数及び設置場所について定めるものとし、乙が当該防災備蓄倉庫を移動又は撤去する必要がある場合には、原則甲が対応するものとする。

3 甲は、防災備蓄倉庫の設置又は維持管理に起因し、乙又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。

(ヘリコプター臨時離着陸場の指定等)

第12条 甲は、災害時等において、乙の敷地の一部を緊急支援物資や重傷者等の搬送等に使用するためのヘリコプター臨時離着陸場に指定する。

2 ヘリコプター臨時離着陸場の指定に当たっては、甲乙協議のもと、その設置場所について決定する。

3 甲は、乙の敷地内に、「茅ヶ崎市災害時ヘリコプター臨時離着陸場」の標識を設置し、その維持管理を行う。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上対応する。

(協定の改正)

第14条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議の上改正することができる。

(期間)

第15条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからもこの協定書を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の証として協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年7月3日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市下町屋一丁目1番1号
宮田工業株式会社
代表取締役

災害時における要介護者等の緊急の受入れに関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 慶寿会（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に、地震、風水害、その他（武力攻撃災害時を含む。）の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の要介護者等の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有又は管理する介護老人福祉施設に対し、協力を要請するために、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの対象者）

第2条 甲が、乙に災害時における緊急の受入れを要請する対象者は、在宅の寝たきり高齢者及び認知症高齢者（以下「要介護者」という。）とする。ただし、必要に応じて乙が受入れを認めた者はこの限りではない。

（受入れの要請及び受託）

第3条 乙は、甲から災害時における緊急の受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとする。

（受入れの期間）

第4条 甲が、乙に災害時における緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日程度とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、甲乙協議のうえ、その期間を延長することができるものとする。

（必要経費）

第5条 甲及び乙は、本協定により必要経費が生じた場合は、負担等について別途協議を行うものとする。

（手続き等）

第6条 甲は、第3条の規定により乙に災害時における緊急の受入れを要請する場合、あらかじめ受入れ可能人数を確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 受入れを要請する要介護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等
- (2) 受入れを要請した要介護者の身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 受入れを要請する期間

（受入れ可能人数等）

第7条 甲は、乙の協力のもと、乙の施設への要介護者の受入れ可能人員、介護支援者及び必要物資の備蓄等について把握するものとする。

（発災時の人的支援）

第8条 乙は、乙の施設の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、外部機関等への応援を要請するほか、乙以外の協定を締結している施設（以下「協定締結施設」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結施設は当該協力要請に可能な範囲で応えるものとする。

（発災時の物的支援）

第9条 甲は、災害時に援助物資及び搬送手段の把握、確保を行うものとする。

2 甲は、自主的に又は乙からの要請により、援助物資を乙に搬送するものとする。甲が援助物資を搬送することが困難な場合には、乙は、甲の物資の保管場所において、救援物資の受取りを行うものとする。

(発災時における他の施設の活用)

第10条 甲は、災害時に乙の施設が被災し、現に入所している利用者が一時避難をする必要が生じた場合には、高齢者デイサービスセンター等で受入れが可能な調査、把握を行い、速やかに一時避難ができるよう措置するものとする。

(関係書類の保管)

第11条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(訓練)

第12条 甲及び乙は、必要に応じて、合同で災害時における対応についての訓練を行うものとする。

(意見交換会等)

第13条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について必要な意見交換会を開催するものとする。

(協定の検証及び見直し)

第14条 甲及び乙は、この協定について次に掲げる各号の検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

(1) 第8条の規定に基づく、災害ボランティア及び派遣可能な他施設職員の把握及びその活動内容について

(2) 第9条の規定に基づく、援助物資及び搬送手段について

(3) 第10条の規定に基づく、一時避難の受入れ可能な施設について

(4) 第12条の規定に基づく、甲及び乙合同による災害時の対応訓練について

(5) その他必要な事項について

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議をして定めるものとする。

(協定の期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から平成21年12月16日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動的に延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成20年12月17日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市下寺尾1835番地2
社会福祉法人 慶寿会
理事長

災害時における要介護者等の緊急の受入れに関するその他の協定先一覧表

No	協 定 先 名	締 結 年 月 日
1	社会福祉法人 米寿会	平成20年12月17日
2	社会福祉法人 湘南福寿会	〃
3	社会福祉法人 麗寿会	〃
4	社会福祉法人 かがやき	〃
5	社会福祉法人 湘南望青会	〃
6	社会福祉法人 茅徳会	〃
7	社会福祉法人 松宝苑	〃
8	社会福祉法人 讃助の会	〃

災害時における要援護者等の緊急の受入れに関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 慶寿会（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に、地震、風水害、その他（武力攻撃災害時を含む。）の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の要援護者等の緊急の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の所有又は管理する高齢者福祉施設に対し、協力を要請するために、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの対象者）

第2条 甲が、乙に災害時における緊急の受入れを要請する対象者は、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の高齢者のうち、避難所生活において特別な配慮を要する者（以下「災害時要援護者」という。）とする。ただし、必要に応じて乙が受入れを認めた者に対してはこの限りではない。

（受入れの要請及び受託）

第3条 乙は、甲から災害時における緊急の受入れの要請を受けたときは、可能な範囲で受託するものとする。

（受入れの期間）

第4条 甲が、乙に災害時における緊急の受入れを依頼できる期間は、原則として30日程度とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、甲乙協議のうえ、その期間を延長することができるものとする。

（必要経費）

第5条 甲及び乙は、本協定により必要経費が生じた場合は、負担等について別途協議を行うものとする。

（手続き等）

第6条 甲は、第3条の規定により乙に災害時における緊急の受入れを要請する場合、あらかじめ受入れ可能人数を確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

(1) 受入れを要請する災害時要援護者の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

(2) 受入れを要請した災害時要援護者の身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 受入れを要請する期間

（受入れ可能人数等）

第7条 甲は、乙の協力のもと、乙の施設への災害時要援護者の受入れ可能人員、支援者及び必要物資の備蓄等について把握するものとする。

（発災時の人的支援）

第8条 乙は、乙の施設の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、外部機関等への応援を要請するほか、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に可能な範囲で応えるものとする。

(発災時の物的支援)

第9条 甲は、災害時に援助物資及び搬送手段の把握、確保を行うものとする。

2 甲は、自主的に又は乙からの要請により、援助物資を乙に搬送するものとする。甲が援助物資を搬送することが困難な場合には、乙は、甲の物資の保管場所において、救援物資の受取りを行うものとする。

(発災時における他の施設の活用)

第10条 甲は、災害時に乙の施設が被災し、現に入所している利用者が一時避難をする必要が生じた場合には、高齢者サービスセンター等で受入れが可能か調査、把握を行い、速やかに一時避難ができるよう措置するものとする。

(関係書類の保管)

第11条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(訓練)

第12条 甲及び乙は、必要に応じて、合同で災害時等における対応についての訓練を行うものとする。

(意見交換会等)

第13条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について必要な意見交換会を開催するものとする。

(協定の検証及び見直し)

第14条 甲及び乙は、この協定について次に掲げる各号の検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

- (1) 第8条の規定に基づく、災害ボランティア及び派遣可能な他施設職員の把握及びその活動内容について
- (2) 第9条の規定に基づく、援助物資及び搬送手段について
- (3) 第10条の規定に基づく、一時避難の受入れ可能な施設について
- (4) 第12条の規定に基づく、甲及び乙合同による災害時の対応訓練について
- (5) その他必要な事項について

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議をして定めるものとする。

(協定の期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から平成21年12月16日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動的に延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成20年12月17日

甲 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 茅ヶ崎市下寺尾1928番地
社会福祉法人 慶寿会
理事長

災害時における要援護者等の緊急の受入れに関するその他の協定先一覧表

No	協 定 先 名	締 結 年 月 日
1	社会福祉法人 麗寿会	平成20年12月17日
2	社会福祉法人 翔の会	〃

災害時における避難施設としての施設使用等に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と神奈川県立茅ヶ崎養護学校（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に、地震、風水害及びその他の災害（武力攻撃災害時を含む。）が発生した場合（以下「災害時」という。）における避難施設としての施設使用等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙に対し、乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の避難施設としての施設使用等について、協力を要請するために、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの対象者）

第2条 本協定に基づく受入れの対象者は、原則として、障害のある子ども、その家族及び付添人（以下「避難者等」という。）とする。ただし、災害の状況により乙の施設管理者が必要と認めた場合には、この限りではない。

（避難施設の提供等）

第3条 乙は、災害時に甲の要請に基づき乙の施設を、避難施設として提供する。ただし、乙の施設に避難者等を収容することができない場合及びその他やむを得ない場合は、この限りではない。

（施設使用の要請等）

第4条 甲は、次の場合において、乙に対して乙の施設を避難施設として開設することを要請することができる。

(1) 災害時において、甲が茅ヶ崎市地域防災計画において定める公立小中学校の避難所に避難者等を収容することが困難な場合。

(2) その他、甲が乙の施設に避難者等を避難させる必要があると特に認めた場合。

2 乙は、第1項の規定による要請があった場合は、乙の施設が損壊、損傷等により避難施設として使用することが不適切であると認められる場合を除き、甲の要請に応ずるものとする。

（施設の使用等）

第5条 甲は、乙の施設を避難施設として使用する場合は、その安全について確認のうえ、使用するものとする。

2 避難施設として使用する場所は、体育館、自立活動室、音楽室、視聴覚音楽室、介助員室及びA部門教室とする。ただし、乙の児童、生徒がいる場合は、体育館及び自立活動室に限るものとする。

（避難者等の管理）

第6条 乙の施設を避難施設として開設した場合の避難者等の管理は、甲乙が協同して行う。

（施設の使用期間）

第7条 甲が乙の施設を避難施設として使用する期間は、7日とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙が協議し期間を延長できるものとする。

（使用料等）

第8条 甲が乙の施設を避難施設として使用した場合、乙の施設の使用料は無料とする。

2 避難者等が使用した電気・水道等の使用料及び避難者等を受け入れるにあたり乙が負担した費用等については、甲が支払うものとする。ただし、特別の事情があるときは、甲乙協議し、その対応について決定する。

（使用施設の原状復旧）

第9条 甲が乙の施設を避難施設として使用し、乙の施設及びその他の設備に損壊、損傷等があった場合は、甲は甲の負担により速やかにこれを原状に復旧しなければならない。

(防災備蓄倉庫の設置等)

第10条 甲は、避難施設を開設した場合に必要な機材及び物資を保管するための防災備蓄倉庫を、乙の敷地内に設置し、乙と協同して適正かつ安全に維持管理を行う。

2 防災備蓄倉庫の設置に当たっては、甲乙協議のもと、その設置数及び設置場所について定めるものとし、乙が当該防災備蓄倉庫を移動又は撤去する必要がある場合には、原則として、甲が対応するものとする。

3 甲は、防災備蓄倉庫の設置又は維持管理に起因し、乙又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ対応する。

(協定の改正)

第12条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議のうえ改正することができる。

(期間)

第13条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからもこの協定書を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の証として協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年3月23日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市西久保29番地1
神奈川県立茅ヶ崎養護学校
校長

災害時における避難施設としての施設使用等に関する協定書

茅ヶ崎市（以下「甲」という。）と学校法人平和学園（以下「乙」という。）は、茅ヶ崎市内に、地震、風水害及びその他の災害（武力攻撃災害時を含む。）が発生した場合（以下「災害時」という。）における、避難施設としての施設使用等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙に対し、乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）の避難施設としての施設使用等について協力を要請するため、必要な事項を定めるものとする。

（受け入れ対象者）

第2条 本協定に基づく受け入れの対象者は、近隣住民及びその他避難が必要となった者（以下「避難者等」という。）とする。

（避難施設の提供等）

第3条 乙は、災害時において、甲の要請に基づき乙の施設を、避難施設として提供する。

（施設使用の要請等）

第4条 甲は、次の場合において、乙に対して乙の施設を避難施設として開設することを要請することができる。

(1) 災害時において、甲が茅ヶ崎市地域防災計画において定める公立小中学校の避難所に避難者等を収容することが困難な場合。

(2) その他、甲が乙の施設に避難者等を避難させる必要があると特に認めた場合。

2 前項の要請は、原則として甲が乙に対して文書又は口頭により行う。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

3 乙は、第1項の規定による要請があった場合は、乙の施設が損壊、損傷等により避難施設として使用することが不適切であると認められる場合を除き、甲の要請に応ずるものとする。

（施設の使用等）

第5条 甲は、乙の施設を避難施設として使用する場合は、その安全について確認のうえ、使用するものとする。

2 避難施設として使用する場所は、3号館1階とする。ただし、特別な事由がある場合は、この限りではない。

（避難者等の管理）

第6条 乙の施設を避難施設として開設した場合の避難者等の管理は、甲乙が協同して行う。

（施設の使用期間）

第7条 甲が乙の施設を避難施設として使用する期間は、30日を限度とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、期間を延長できるものとする。

（使用料等）

第8条 甲が乙の施設を避難施設として使用した場合、乙の施設の使用料は無料とする。

2 避難者等が使用した電気・水道等の使用料及び避難者等を受け入れるにあたり乙が負担した費用等については、甲が支払うものとする。ただし、特別の事情があるときは、甲乙協議の上、その対応について決定する。

（使用施設の原状復旧）

第9条 甲が乙の施設を避難施設として使用し、乙の施設及びその他の設備に損壊、損傷等があった場合は、甲は甲の負担により速やかにこれを原状に復旧しなければならない。

(防災備蓄倉庫の設置等)

第10条 甲は、避難施設を開設した場合に必要な機材及び物資を保管するための防災備蓄倉庫を、乙の敷地内に設置し、乙と協同して適正かつ安全に維持管理を行う。

2 防災備蓄倉庫の設置に当たっては、甲乙協議のもと、その設置数及び設置場所について定めるものとし、乙が当該防災備蓄倉庫を移動又は撤去する必要がある場合には、原則甲が対応するものとする。

3 甲は、防災備蓄倉庫の設置又は維持管理に起因し、乙又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ対応する。

(協定の改正)

第12条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議のうえ改正することができる。

(期間)

第13条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからもこの協定書を変更又は解約する旨の書面による意思表示がない場合は、引き続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の証として協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年3月23日

甲 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長

乙 神奈川県茅ヶ崎市富士見町5番2号
学校法人平和学園
理事長